

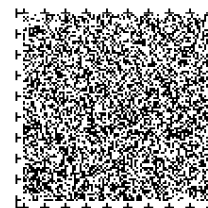
足立区バリアフリー地区別計画 (花畑周辺地区編) 素案

令和3年10月



足立区都市建設部都市計画課
ユニバーサルデザイン担当課

この表紙は音声コード付きです。右のマークが音声コードです。
専用の読み上げ装置を使用して読み取ることで、音声で内容を聞き取ることが
できます。



目次

第1章 地区別計画の概要

1	バリアフリー地区別計画の位置づけ	1
(1)	バリアフリー基本構想とは	1
(2)	足立区におけるバリアフリー基本構想	1
(3)	10か所にバリアフリー地区別計画を策定	3
2	地区別計画の内容	4
(1)	地区別計画におけるバリアフリー化の進め方	4
(2)	生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区の設定方法	6
(3)	生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の設定方法	7
3	地区別計画策定後の進め方	9
(1)	特定事業計画書の作成	9
(2)	特定事業の進行管理	9
(3)	利用者意見の反映	9

第2章 花畑周辺地区におけるバリアフリー地区別計画の策定

1	地区別計画（花畑周辺地区）の策定にいたる経緯	12
---	------------------------	----

第3章 花畑周辺地区におけるバリアフリーの取り組み

1	花畑周辺地区のバリアフリーの現状と課題	14
(1)	花畑周辺地区の主な事業と面的なバリアフリー化	14
(2)	花畑周辺地区のバリアフリー化の課題	16
2	花畑周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針	18
3	生活関連施設・生活関連経路・区域の設定	19
(1)	生活関連施設の設定	19
(2)	生活関連経路の設定	21
(3)	重点整備地区の範囲の設定	22
(4)	生活関連施設・経路等における特定事業の方向性及び目標時期の設定	25
(5)	ハード系のバリアフリー化に向けた特定事業の設定	26
(6)	ソフト面での特定事業の設定	42

資料編

資料1	地区の概況	46
資料2	検討の経緯	48
資料3	足立区バリアフリー協議会・各部会の検討概要	49
資料4	足立区バリアフリー協議会設置要綱・委員一覧	76

主な用語の説明


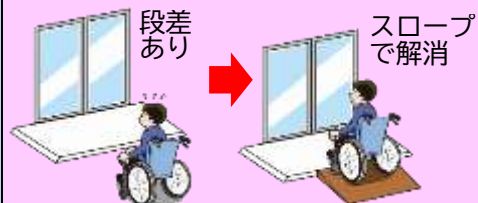
【ユニバーサルデザイン (Universal Design)】

障がいの有無、年齢、性別、出身の国や地域等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を、あらかじめ計画する考え方。

1980年代にアメリカのロナルド・メイス氏らによって提唱され、「ユニバーサル（すべての、普遍的な）」と、「デザイン（計画、設計、構想）」という二つの英単語を合わせたもので、その頭文字を取って、UD（ユーディ）とも呼ばれる。

【バリアフリー (Barrier Free)】

高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が社会生活をしていく上で「障がい（バリア）」となるものを「除去（フリー）」すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障がい、情報面での障がいなどすべての障がいを除去するという考え方。

区分	ユニバーサルデザイン	バリアフリー
基本的な考え方	はじめから障壁（バリア）を作らない	後から障壁（バリア）を取り除く（フリー）
求められること	より良い方法がないか考える姿勢が求められる	一定の基準を満たす整備が求められる
事例		

（出典：「知ってほしい！！あだちのユニバーサルデザイン」より抜粋）

【高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等】

高齢者、障がい児・者（身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい者を含むすべての障がい児・障がい者）をはじめ、妊娠中・乳幼児連れの方、児童、外国出身の方、怪我をしている方などの移動制約者を含む。

「障害（がい）」の表記について

足立区バリアフリー地区別計画では、人や人の状態を表す場合には「障がい」とひらがなで表記します。また、法令で定められた名称、施設名・団体名などの固有名詞については、その表記に合わせて記載します。

第1章 地区別計画の概要

1 バリアフリー地区別計画の位置づけ

(1) バリアフリー基本構想とは

急速な高齢化と少子化が同時進行し、人口減少社会を迎えた我が国では、高齢者や障がい者なども含めた、あらゆる人たちが社会活動に参加し、自己実現するための施策が求められています。

そこで、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を推進し、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性や安全性向上を図るため、平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー新法」という。）が施行されました。

バリアフリー新法では、「駅周辺など高齢者、障がい者等が利用する施設が集まる地区において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、区市町村がバリアフリー基本構想を作成することができる」としています。

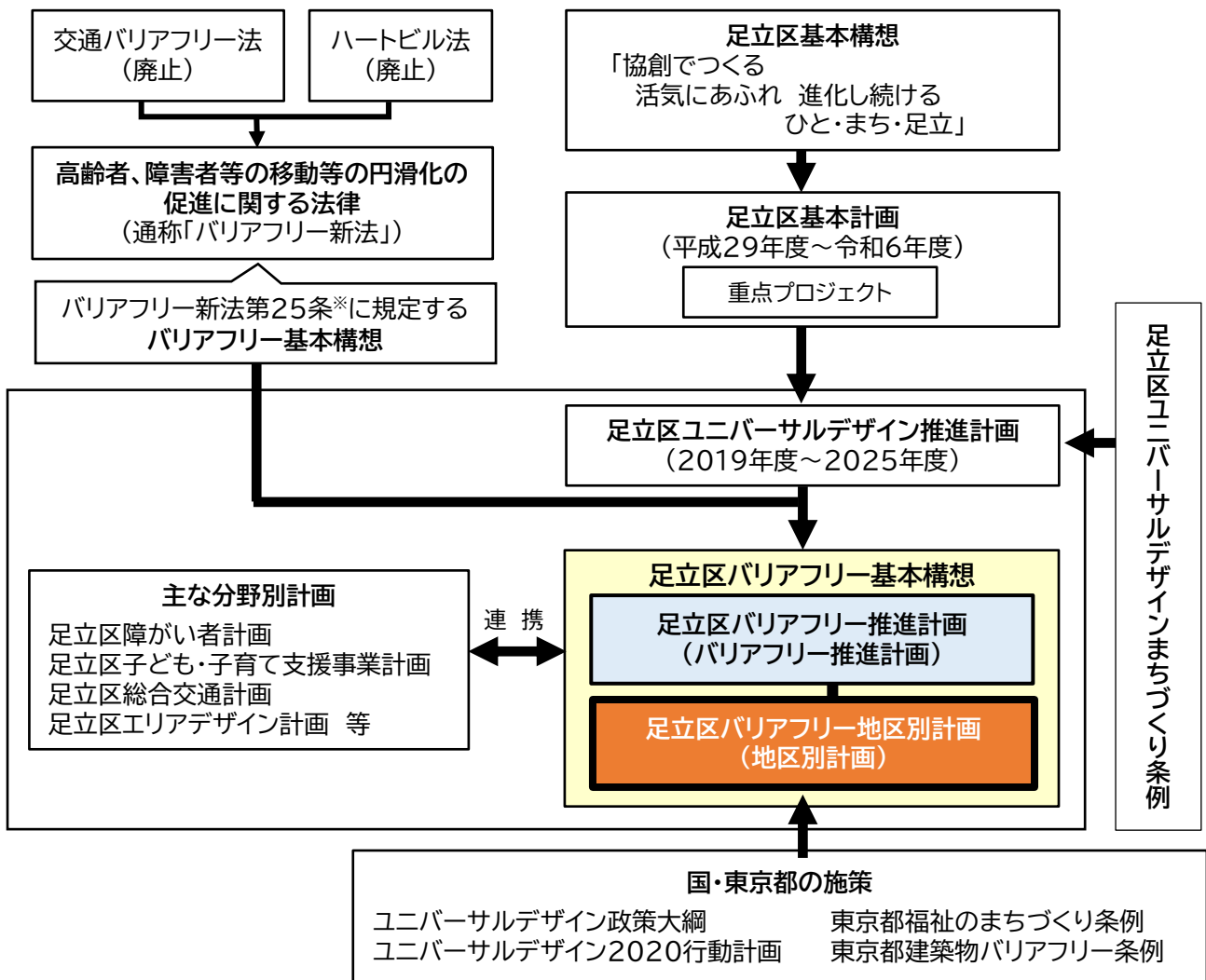
(2) 足立区におけるバリアフリー基本構想

足立区では平成24年12月に、「足立区まちづくり推進条例」の理念を継承発展させた「足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例（以下、「まちづくり条例」という）」を制定しました。まちづくり条例は、ユニバーサルデザインに基づく取り組みを推進することにより、障がいのある人もない人も、子どもや高齢者も、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人がいきいきと安心して暮らせる足立区の実現を目的としています。

さらに平成26年8月には、まちづくり条例に基づき「足立区ユニバーサルデザイン推進計画」を策定し、計画の中に「バリアフリー基本構想を策定する」ことを掲げました。

これを踏まえ、足立区では平成28年7月に、区全体のバリアフリーに対する一定の考え方を示す「足立区バリアフリー推進計画」（以下、「バリアフリー推進計画」という。）をまとめました。さらに、地区別の具体的な整備計画である「足立区バリアフリー地区別計画」（以下、「地区別計画」という。）を順次策定することとし、このバリアフリー推進計画と地区別計画を合わせて、バリアフリー新法第25条※に規定するバリアフリー基本構想と呼びます。

バリアフリー地区別計画の位置づけ・体系



※バリアフリー新法第25条

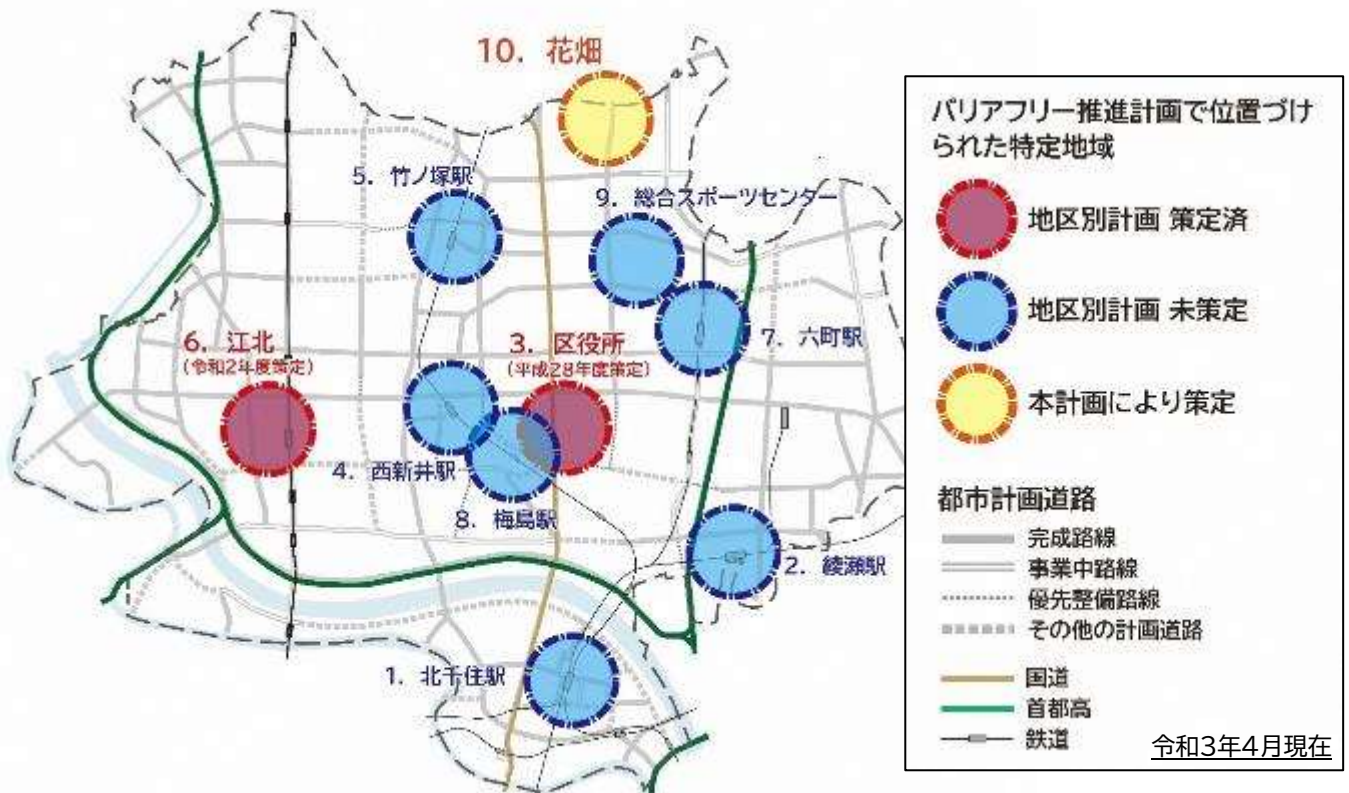
区市町村は、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該区市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（基本構想）を作成することができる。

(3) 10か所にバリアフリー地区別計画を策定

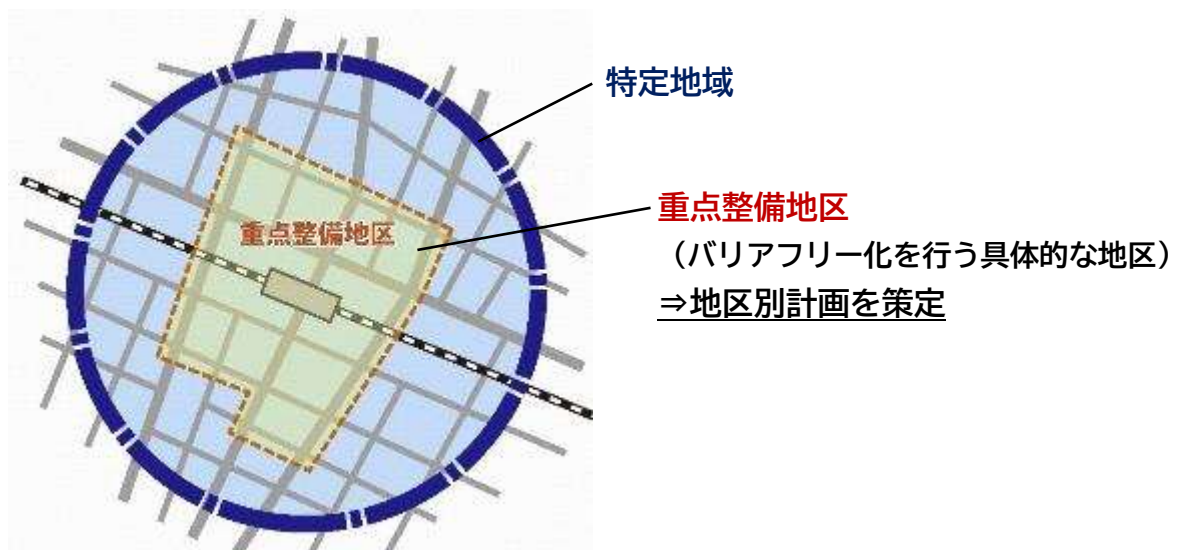
バリアフリー推進計画では、地区内の施設とそれを結ぶ道路の面的なバリアフリー化の必要性や効果が高い10地域を「特定地域」（北千住駅周辺・綾瀬駅周辺・六町駅周辺・梅島駅周辺・西新井駅周辺・竹ノ塚駅周辺・江北周辺・区役所周辺・花畑周辺・総合スポーツセンター周辺）として選定しました。

これら10か所の特定地域を対象に、今後の開発の動向を踏まえつつバリアフリー化に向けた地区別計画を策定します。

バリアフリー推進計画で位置づけられた10か所の特定地域



地区別計画の策定イメージ



2 地区別計画の内容

(1) 地区別計画におけるバリアフリー化の進め方

地区別計画では、バリアフリー新法に定義された内容に基づき、以下の流れで重点的かつ面的にバリアフリー化を進めるよう定めます。

ア 地区内のバリアフリー化の現状と課題の整理

足立区バリアフリー協議会区民部会及び事業者部会で地区内のバリアフリー化の現状及び課題を確認し、改善すべき課題を整理します。

イ 地区全体の基本的なバリアフリー方針の策定

区の上位計画や関連計画で位置づけられた一般的なバリアフリーのまちづくりの方向性や、バリアフリー化に向けた改善点を勘案し、地区全体の基本的なバリアフリー化に向けた方針を設定します。

ウ 生活関連施設・経路・重点整備地区の設定

バリアフリー新法に基づき、バリアフリー化すべき施設、経路とその範囲を以下の通り設定します。

(ア) 「生活関連施設」（「バリアフリー新法第2条第20号の2イ」）

バリアフリー化の対象で区民等が社会生活や日常生活で利用する施設です。

(イ) 「生活関連経路」（「バリアフリー新法第2条第20号の2ロ」）

生活関連施設間を結ぶ経路であり、バリアフリー化の対象となります。

(ウ) 「重点整備地区」（「バリアフリー新法第2条第21号」）

生活関連施設と生活関連経路で構成される、バリアフリー化を重点的に進める地区別計画の策定範囲です。

生活関連施設・経路・重点整備地区の設定方法はP. 6に示します。

エ 生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の設定

重点整備地区内のバリアフリー化が面的に実施されるよう、生活関連施設や経路の特定事業※につき、以下の2つの項目を定めます。

なお、特定事業の設定方法はP. 7に示します。

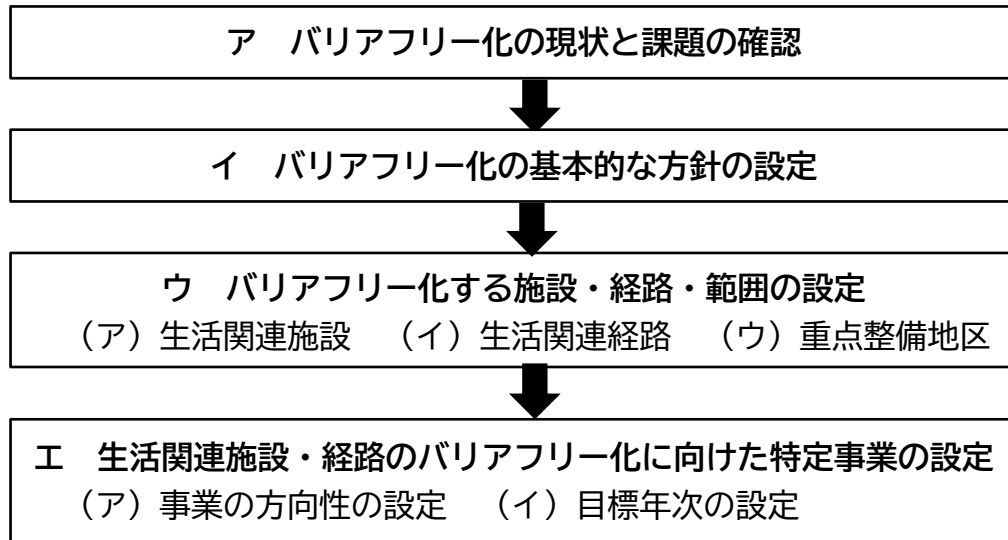
(ア) 特定事業の方向性の設定

(イ) 目標時期の設定

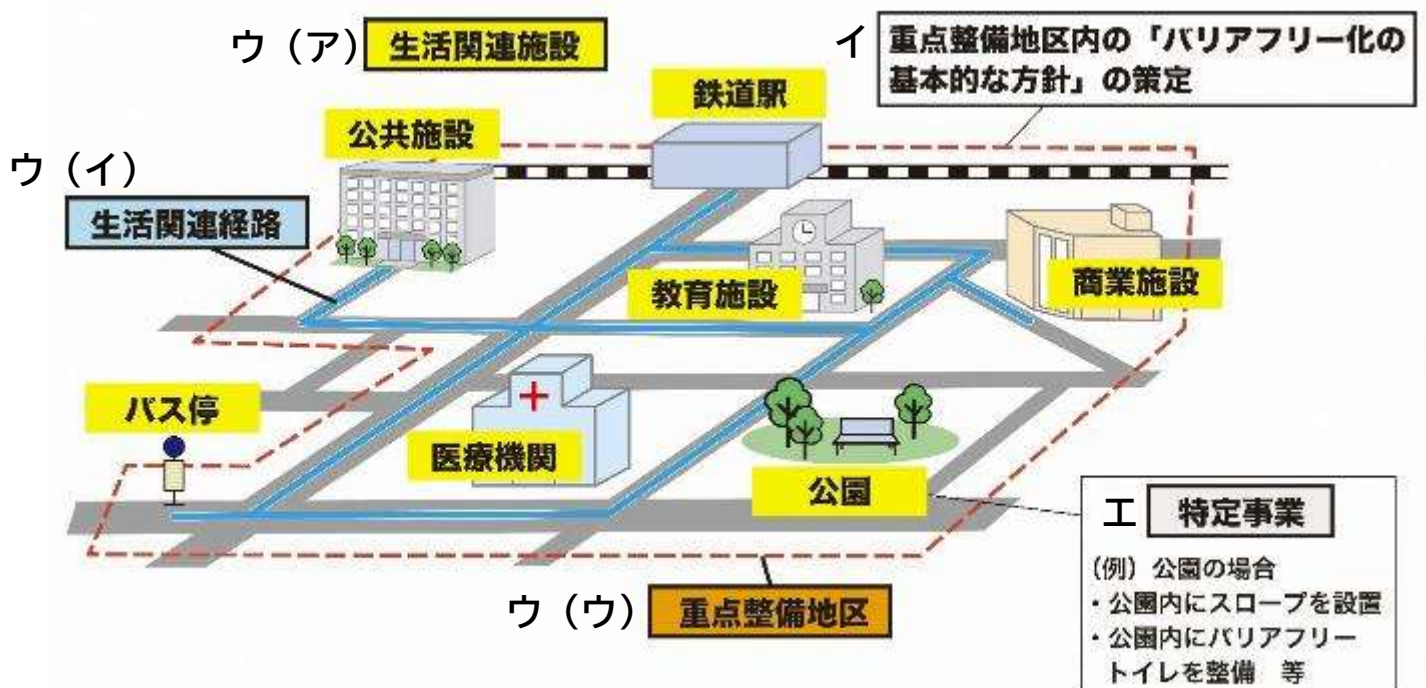
※特定事業（バリアフリー新法第2条第22号）

バリアフリー新法に基づき、生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各施設管理者がバリアフリー化に取り組む具体的事業を言います。

地区別計画における重点的かつ面的なバリアフリー化の進め方（フロー）



地区別計画で定める内容のイメージ



(2) 生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区の設定方法

バリアフリー新法に基づき、地区別計画における生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区を以下のように設定します。

ア 生活関連施設（「バリアフリー新法第2条第20号の2イ」）

バリアフリー新法では「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」と定義されています。

地区別計画では、バリアフリー新法の趣旨、まち歩き点検等による区民等の意見や地区の状況を踏まえ、以下の表の基準により、バリアフリー化が必要である生活に欠かせない施設を「生活関連施設」の候補として抽出し、バリアフリー協議会等での確認を経て、生活関連施設と定めます。

法令に定められた生活関連施設となりうる対象と基準

種類		対象施設とその基準
公共交通	特定旅客施設	一日平均3,000人以上の乗降がある鉄道駅※ ¹
公園	公園	近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、約1ha※ ² 以上の街区公園
建築物	公共施設	区役所、区民事務所、区内官公署等
	文化・スポーツ施設	生涯学習センター、地域学習センター、住区センター、図書館、ホール、体育館・プール等
	保健・福祉施設	保健所、子育てサロン、地域包括支援センター、障がい福祉施設等
	医療機関等	病院、休日応急診療所、薬局・ドラッグストア
	商業施設	店舗面積500㎡以上の小売店※ ³
	教育施設等	小学校、中学校、幼稚園、保育所

※¹ バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の整備目標に定められている対象施設

※² 地震防災対策特別措置法に基づく避難地等に係る基準において定められている地震災害時に主として近隣の住民が避難する公共空地の面積

※³ 足立区環境整備基準に基づく事前協議が必要な小売店舗

イ 生活関連経路（「バリアフリー新法第2条第20号の2ロ」にて定義）

バリアフリー新法では、「生活関連施設相互間の経路となる道路、駅前広場、通路等」と定義されています。

地区別計画では、地区の状況を踏まえ、生活関連施設間を結ぶ経路を生活関連経路と定めます。

ウ 重点整備地区の区域（「バリアフリー新法第2条第21号」にて定義）

バリアフリー新法では、「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること、生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること、当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること」と定義されています。

地区別計画では、地区の状況を踏まえ、生活関連施設と生活関連経路で構成されるバリアフリー化を優先的に進める区域を重点整備地区と定めます。

（3）生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の設定方法

バリアフリー新法では、重点整備地区における生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各施設管理者がバリアフリー化に取り組む事業を特定事業（バリアフリー新法第2条第22号）とといいます。特定事業は、次頁の表に示すとおり、施設に関するハード系、心のバリアフリーやユニバーサルデザインに関するソフト系の種別ごとに定義されています。

地区別計画では、それぞれの種別ごとに事業の方向性を設定するとともに、特定事業の完了に向けた目標時期を設定します。

ア 特定事業の方向性の設定

特定事業の種別ごとに、事業の方向性や内容を設定します。なお、建築物特定事業については生活関連施設のうち、区の施設及び地区内のバリアフリー化へ協力いただける民間建築物を対象とします。

イ 特定事業の完了に向けた目標時期の設定

地区別計画における特定事業の完了の目標時期は、完了予定に合わせて「短期」及び「長期」を基本とします。

それ以外にも、実施時期が未確定な特定事業や調査や検討が必要な特定事業は、別途、目標時期を設定し、生活関連施設及び経路のバリアフリー化が円滑に実施されるよう努めます。

<p>短期：短期（おおむね5年以内）での事業完了を目標に実施する事業 長期：短期には位置づけられないが長期的な取組みによって、事業完了を目指す事業</p>
--

特定事業の種別及び具体例

名称	対象施設	特定事業の一般的な具体例
【ハード系の特定事業】		
公共交通特定事業 (バリアフリー新法 第28条)	旅客施設	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターの設置 視覚障がい者誘導用シートやブロックの設置 誰もが利用できるトイレの設置 ホームドアまたは内方線付き点状ブロックの設置等の転落防止対策 バス停に上屋やベンチの設置 バス・鉄道車両のバリアフリー化 等
道路特定事業 (バリアフリー新法 第31条)	道路	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の段差・勾配の改善 歩道の平坦性の確保 視覚障がい者誘導用シートやブロックの設置 等
都市公園特定事業 (バリアフリー新法 第34条)	都市公園	<ul style="list-style-type: none"> 園路の幅員の確保、傾斜路の設置 誰もが利用できるトイレの設置 障がい者用の駐車スペースの整備 等
建築物特定事業 (バリアフリー新法 第35条)	建築物	<ul style="list-style-type: none"> 出入口・廊下等の幅員の確保 階段の手すりの設置 誰もが利用できるトイレの設置 障がい者用の駐車スペースの整備 等
交通安全特定事業 (バリアフリー新法 第36条)	信号機等	<ul style="list-style-type: none"> 音響機能の付加、歩行者用青時間の確保、経過時間表示付き歩行者用信号機の整備 道路標示の適切な補修、エスコートゾーンの整備 違法駐車行為の防止のため指導取締り、広報活動及び啓発活動の実施 等
その他の事業 (上記に該当しない事業)		<ul style="list-style-type: none"> 歩行者案内サインの設置 等
【ソフト系の特定事業】		
教育啓発特定事業 (バリアフリー新法 第36条の2)	—	<ul style="list-style-type: none"> 学校におけるバリアフリー教室の開催 障がい当事者を講師とした区民の理解を深めるためのバリアフリー講演会やセミナー等の啓発活動開催 交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施 等

3 地区別計画策定後の進め方

(1) 特定事業計画書の作成

地区別計画において、「特定事業」を設定した国・都・区等の施設管理者及び関係事業者は、各施設のバリアフリー化の実現に向けて、バリアフリー新法第25条に定義されたそれぞれの施設における「特定事業計画」を策定し、具体的な完了予定年次を定めた後、バリアフリー化の事業を実施します。

その際、足立区は、利用者が安全かつ円滑に移動や利用できる施設の整備を実現するため、事業者が実施する特定事業計画の作成や、事業着手の際に配慮すべき具体的な事項等について、足立区バリアフリー協議会等に意見を伺う機会を設け、それらの実現に向けた調整を行っていきます。

また、「特定事業」の設定に至らなかった生活関連施設については、足立区が各施設管理者に対し、地区全体の面的なバリアフリー化の実現に向け、協力を呼びかけていきます。

(2) 特定事業の進行管理

特定事業計画を策定した各施設管理者は、区との間でバリアフリー化の事業内容や事業実施スケジュール等の連絡・調整を図りながら事業を進めていきます。

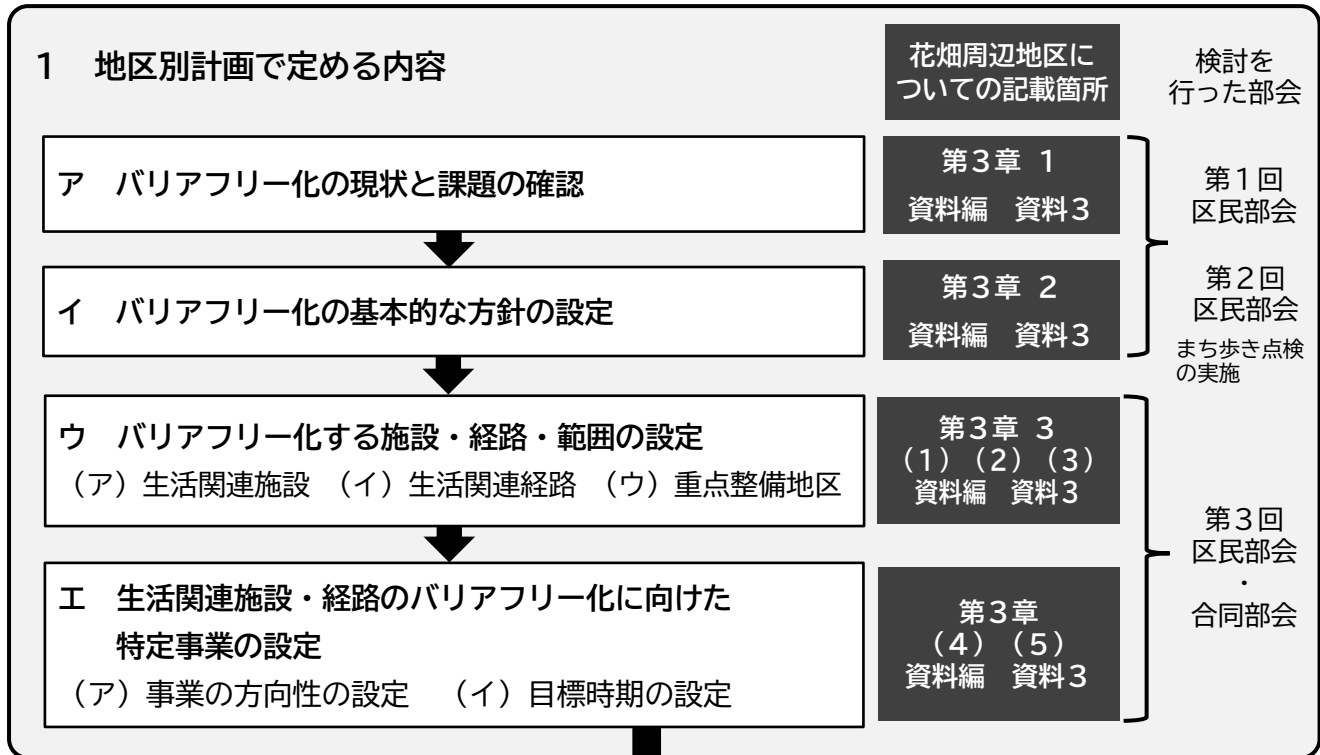
一方、区は、高齢者や障がい児・者、子育て中の方等を含む区民、関係事業者、学識経験者及び区の職員等からなる「足立区バリアフリー協議会」（資料4参照）において、PDCAサイクルを用いて事業の進行管理を行い、地区内のバリアフリー化の促進に努めます。

(3) 利用者意見の反映

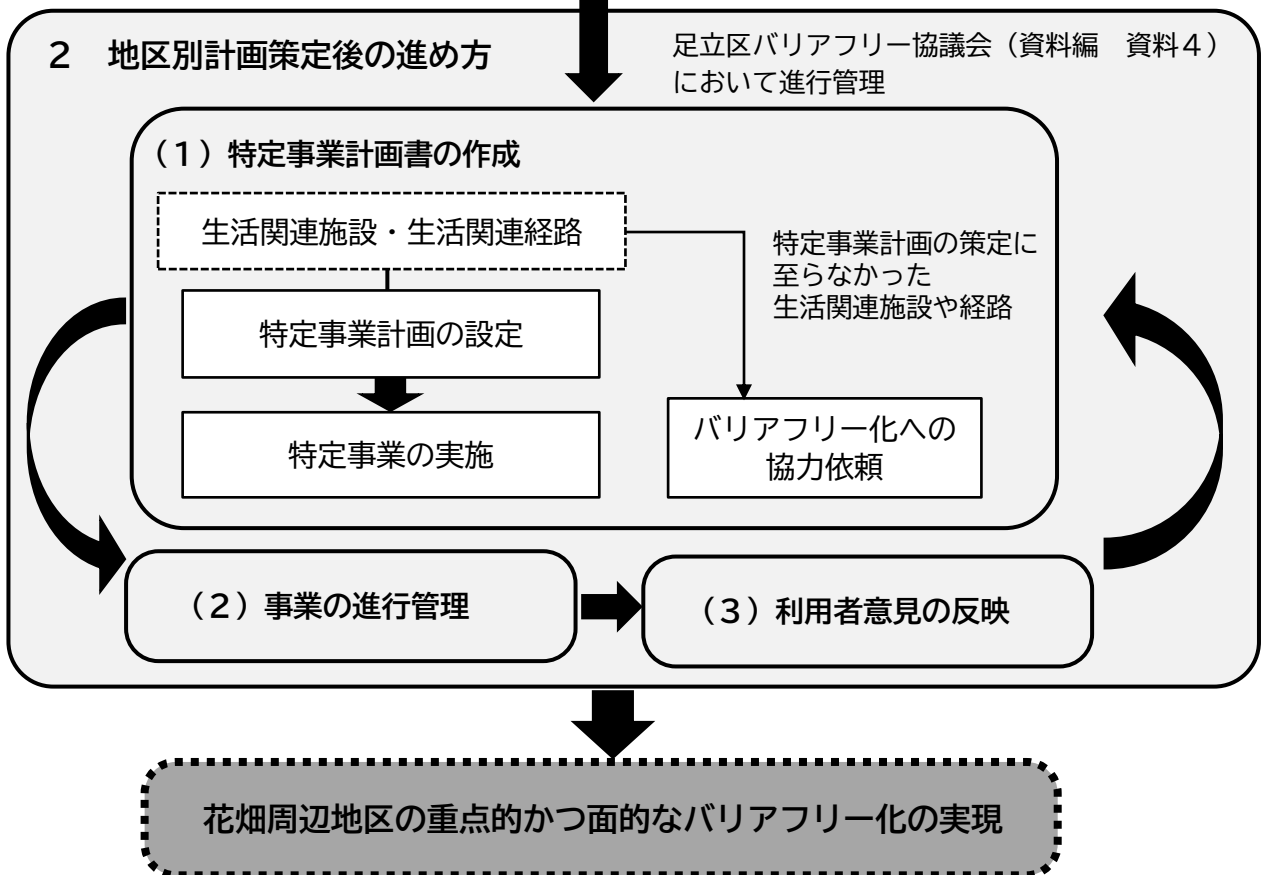
施設の完成後においても、区は各事業者と連携し、高齢者、障がい児・者、子育て中の方等の利用者と共に、施設の利便性等のチェックを行い、より使いやすい施設となるよう改善に取り組みます。

さらに今後、まちの状況に大きな変化が生じた場合やバリアフリー新法第25条の2にある「バリアフリーに関する法令改正や技術開発が進められた場合」など、必要に応じて地区内の各施設管理者に対して、一層のバリアフリー化への協力を求めるとともに、特定事業計画の見直しについても協議や調整を図っていきます。

地区別計画で定める内容及び地区別計画策定後の進め方



地区別計画策定後



(参考) 重点整備地区内の重点的かつ面的なバリアフリー化のイメージ

イ バリアフリー化の基本的な方針

エ 特定事業の具体例

情報アクセス・コミュニケーション

心のバリアフリー



エ 特定事業の具体例



※バリアフリー新法

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

エ 特定事業の具体例



エ 特定事業の具体例



エ 特定事業の具体例



教育・文化施設等
保健・医療・福祉施設

駐車場

宿泊施設

官公庁等

商業施設

生活関連経路

信号機

エ 特定事業の具体例



歩道

保健・医療・福祉施設

重点整備地区



エ 特定事業の具体例

【地区別計画の内容】

ア バリアフリー化の現状と課題の確認

ウ バリアフリー化する施設・経路・区域の設定

エ 生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の設定

イ バリアフリー化の基本的な方針の設定

(ア) 生活関連施設

(イ) 生活関連経路

(ウ) 重点整備地区の区域

施設名

(ア) 特定事業の方向性の設定

(イ) 目標時期の設定

※バリアフリー新法第25条

市区町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市区町村の重点整備地区について、移動等円滑化にかかる事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（ここでは、計画）を作成することができる。

(出典：「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」より一部説明を加筆)

第2章 花畑周辺地区におけるバリアフリー地区別計画の策定

1 地区別計画（花畑周辺地区）の策定にいたる経緯

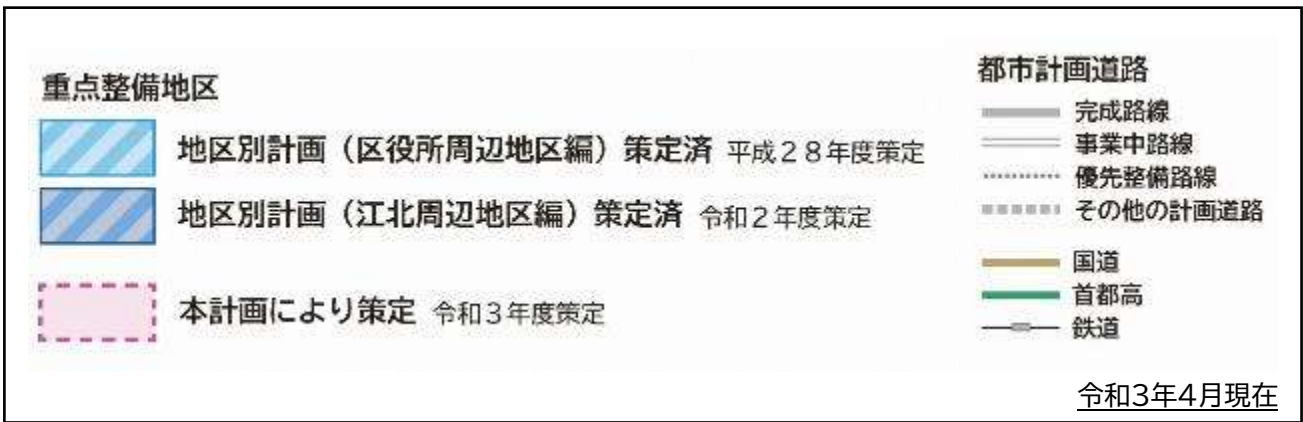
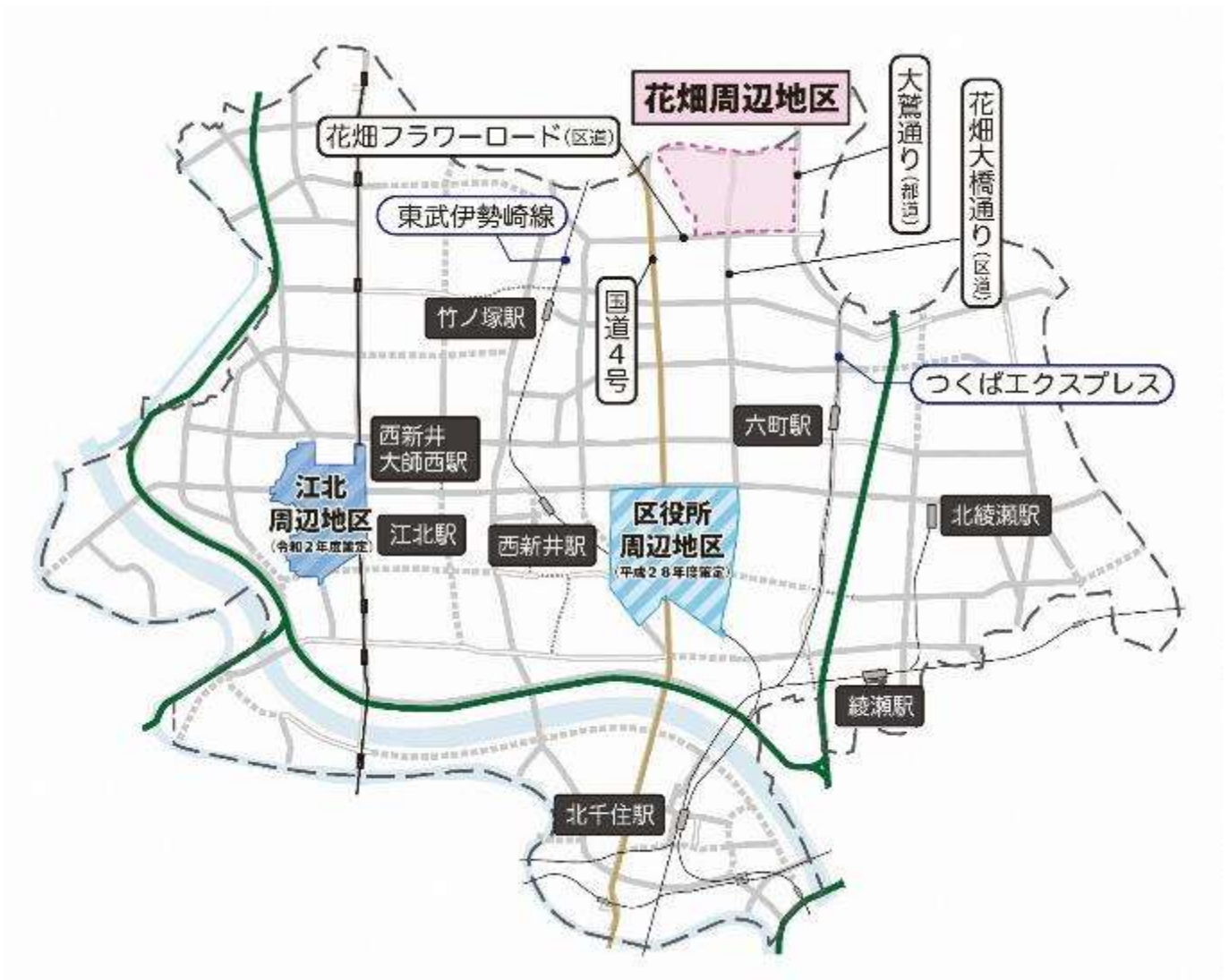
花畑周辺地区では、平成22年に「花畑団地周辺地区まちづくり計画」が策定され、地区北側に立地する花畑団地の団地再生事業を中心としたまちづくりが実施されてきました。さらに、平成27年には「花畑エリアデザイン計画」が策定され、“多世代が花開き、豊かに暮らせるまち”をテーマに、文教大学東京あだちキャンパスの開設に伴い様々な事業が実施されています。このことから、花畑周辺地域において、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する施設と、それら施設を結ぶ道路等について面的なバリアフリー化を実施することの必要性が高まっているため、「足立区バリアフリー地区別計画（花畑周辺地区編）」を策定することとしました。

区内の主要な鉄道駅周辺と花畑周辺地区における地区別計画策定を検討する時期について

地区名	検討を開始する時期に関する主な要素	検討を開始する時期
北千住駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅東口のエレベーター設置の目途 ・ 東口に接する商店街通りの拡幅整備の目途 	関係者と協議や調整を行い、バリアフリー事業について一定の見通しが明らかになった段階
綾瀬駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅東口の大型駅前ビル等の土地利用が未確定 ・ 駅から主要な公共施設への主な経路の一部が、隣接する自治体内を通過 	駅周辺の施設計画の動向が明らかになり、隣接する自治体との協議が整った段階
西新井駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西口駅前広場の早期改修の位置づけ 	駅周辺のまちづくりにあわせて
竹ノ塚駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連続立体交差事業は令和5年度完了予定 	連続立体交差事業の完了後に駅周辺のまちづくりにあわせて
花畑 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文教大学東京あだちキャンパスが令和3年4月開設 	文教大学東京あだちキャンパスの開設時期にあわせて

※「足立区バリアフリー推進計画」P31の表において時点修正等を行い、作成

地区別計画の策定状況



第3章 花畑周辺地区におけるバリアフリーの取り組み

1 花畑周辺地区のバリアフリーの現状と課題

(1) 花畑周辺地区の主な事業と面的なバリアフリー化

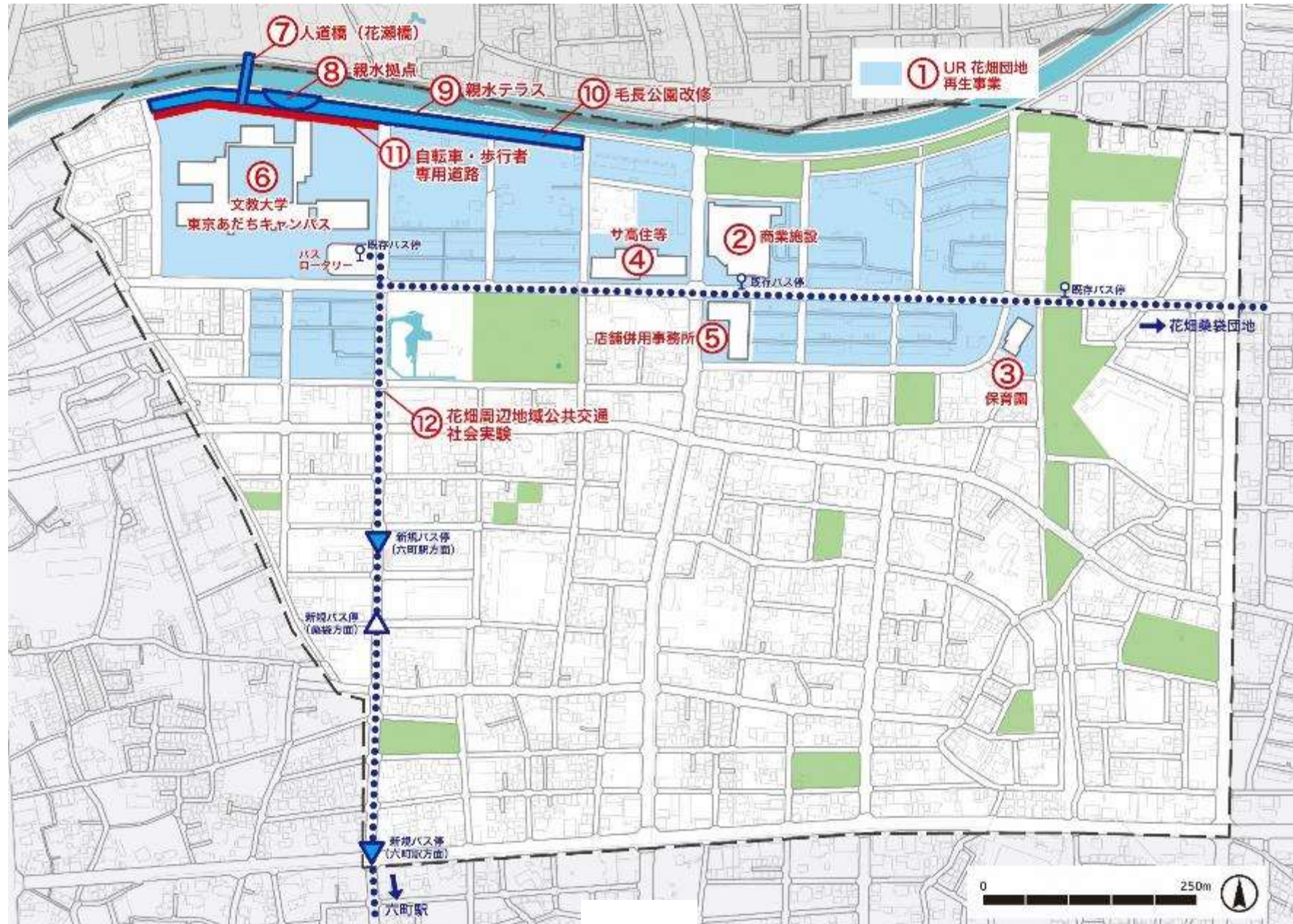
花畑周辺地区は区の北部に位置し、毛長川を挟み埼玉県草加市と隣接しています。地区内に鉄道駅はありませんが、地区の周辺には3つの駅が立地しており、地区の西側には国道4号が伸びています。地区の北側には大規模団地や大学、商業施設、公園が、南側には区民事務所や小規模な公園が立地しています。

花畑周辺地区では、文教大学東京あだちキャンパスの開設にあわせてまちづくりが進んでおり、新規施設がユニバーサルデザインに配慮した施設となるよう建設が進んでいます。それらと合わせて、本計画によって既存施設や道路のバリアフリー化等の事業を位置づけ、順次実施していくことで、花畑周辺地区の面的なバリアフリー化を進めます。

花畑周辺地区の主な事業

	事業実施箇所	各種計画に記載の整備方針	スケジュール
①	UR花畑団地再生事業		
	住棟	住棟のリノベーション等	完了済
②	ベルクスモール	大型ショッピングモールの整備	完了済
③	レイモンド花畑保育園	子育て支援施設の整備	完了済
④	リハビリホーム花畑	サービス付高齢者向け住宅の整備	完了済
⑤	店舗併用事務所	店舗併用事務所の整備	完了済
⑥	文教大学 東京あだちキャンパス	大規模な土地の活用	完了済
⑦	人道橋（花瀬橋）	草加市との交通アクセスの利便性向上	令和4年4月供用開始予定
⑧	親水拠点	毛長川の護岸整備工事にあわせて整備	令和4年4月供用開始予定
⑨	親水テラス	文教大学以東～花畑大橋手前間の整備	未定 東京都護岸整備工事にて 随時整備予定
⑩	毛長公園	バリアフリー化	未定 東京都護岸整備工事の完了 区間から随時整備予定
⑪	文教大学北側道路 （花畑207号）	自転車・歩行者専用道路化	令和4年度
⑫	花畑周辺地域公共交通 社会実験（花畑211号・ 362号）	六町駅～花畑桑袋団地間バスの検 証運行	令和3年10月 検証運行（社会実験）実施

花畑周辺地区の主な事業



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)3都市基交著第57号

（2）花畑周辺地区のバリアフリー化の課題

花畑周辺地区のバリアフリー化の課題を整理するため、地区内の公共交通、道路、公園等を対象に、まちづくり推進委員、障がい者団体、地元住民等で構成された区民部会において、まち歩き点検（詳細は資料3のP52～74を参照）を行いました。まち歩き点検での指摘や要望等を踏まえ、各施設のバリアフリーの現状や課題を整理した結果を以下に示します。

花畑周辺地区のバリアフリー化の課題

対象施設		バリアフリー化の課題
種別	内容	
公共交通	バス停	法令等により設置不可能な場所を含め、多くのバス停で上屋やベンチが設置されていない。
		主要な道路や施設からバス停までの視覚障がい者誘導用シートやブロックがあるとよい。
道路等	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所や、歩道が連続していない箇所がある。
		歩道に車止めが設置されていて通行部分が狭い箇所がある。交差点で車止めが適切な位置に設置されておらず、歩行者がぶつかる危険性のある箇所がある。
	歩道の平坦性	歩道が傾斜しておりベビーカーや車椅子等が通行しにくい箇所がある。
		歩道と車道の境目に段差がある箇所がある。
		横断歩道に接する歩道と車道の段差が低く、視覚障がい者が歩道と車道の境目がわからない箇所がある。
	建物入口等の切り下げにより、歩道が波打っている箇所がある。	
	誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。
	電柱	歩道上や路側帯の白線の内側に電柱があり、通行部分が狭くなっている箇所がある。
横断歩道	公園と歩行車専用道が隣接している箇所など、歩行者の利用が多い交差点には横断歩道が設置されていると安心。	
信号機	交差点で、信号や視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	

対象施設		バリアフリー化の課題
種別	内容	
公園	出入口や園路	出入口に段差や急な坂、車止め等により簡単に入れない箇所がある。
		園路などに段差や凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等で移動しづらい箇所がある。
		土や原っぱの公園の場合、土がえぐれてコンクリート部分と段差ができたり、雨でぬかるんで歩きづらい場合がある。
	トイレ（設置箇所における）	洋式トイレがない公園がある。
		バリアフリートイレがない公園がある。
		トイレの入り口に段差や急なスロープがある公園がある。
		男性用トイレに扉や目隠しがない公園がある。
		バリアフリートイレは、開けやすい扉、便座の背もたれの設置、洗浄ボタンの押しやすい位置への配置等の工夫があるとよい。
		バリアフリートイレがある場合は、ベビーベッドや大型ベッドなどの機能の追加を検討してはどうか。
	トイレの換気が悪かったり、トイレ内が暗い公園がある。	
	誘導用ブロック	公園の出入口からトイレまでに視覚障がい者誘導用シートやブロックが敷設されていない公園がある。
	設備	水飲み場の蛇口が破損している公園がある。
公園の案内板が古くなっている公園がある。		
その他	物置きなどの公園内の設備の配置により、公園の外から見て死角になっている箇所がある。	
その他	歩道上に雑草や植木、ゴミの収集場所がはみ出し、通行しにくい箇所がある。	

2 花畑周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針

本計画では、バリアフリー新法等の法令・基準や地区内の現状を踏まえ、以下の3点を花畑周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針とします。

基本方針1

花畑団地を中心とした徒歩圏において、不特定多数の人が利用する施設とそれらの施設を結ぶ道路を対象とした面的なバリアフリー化を推進する。

基本方針2

高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が公共交通から花畑団地および周辺施設に円滑に移動できるように、バリアフリー化された歩行空間ネットワークを形成する。

基本方針3

施設のバリアフリー化等のハード面での整備に加え、移動やコミュニケーションを手助けするための知識や技術を身につける研修など、接遇や介助水準向上を目指すソフト面の対応策も推進する。

3 生活関連施設・生活関連経路・区域の設定

(1) 生活関連施設の設定

第1章2(2)アの通り、花畑周辺地区におけるバリアフリー化する対象の施設である生活関連施設を下表のとおり設定します。

花畑周辺地区の生活関連施設の一覧

○：区の施設

生活関連施設		花畑周辺地区内の対象となる施設
種別	種類	
公園	都市公園	○ 毛長公園
		○ 浅間第一公園
		○ 花畑公園
		○ あいぐみ緑地公園
		○ 仲組公園
		○ 観音公園
		○ 仲組西公園
		○ 花畑町土地区画整理組合記念公園
		○ 檜ノ木公園
		○ 花畑前通公園
		○ 陣川戸公園
○ 花又公園		
建築物	公共施設	○ 桜花住区センター
		○ 花畑区民事務所
	医療機関等	足立北病院
		花畑リハビリテーション病院
		東京足立病院
	保健・福祉施設	○ 地域包括支援センターはなはた
		○ 地域包括支援センター保木間
	商業施設	ベルクスモール足立花畑
		ビッグ・エー花畑店
		ドラッグセイムス足立花畑店
コープみらいコープ花畑店		

生活関連施設		花畑周辺地区内の対象となる施設
種別	種類	
建築物	金融機関等	大東京信用組合花畑支店
		りそな銀行竹ノ塚支店花畑団地出張所
		東京東信用金庫花畑支店
	郵便局	足立花畑五郵便局、
		花畑西郵便局
	教育施設等	○ 花畑西小学校
		○ 桜花小学校
		○ 桜花北中学校
		○ 花畑中学校
		文教大学
	杉の子幼稚園	

（2）生活関連経路の設定

第1章2（2）イで示した通り、以下のような区道や都道の道路等を花畑周辺地区における生活関連経路に設定します。

- ・ 生活関連施設同士を結ぶ経路
- ・ 生活関連施設と最寄りのバス停とを結ぶ経路
- ・ できる限り歩道のある経路

なお、生活関連経路は、バリアフリー化の優先度が高い経路を「主要経路」、バリアフリー化の優先度は低い経路のネットワーク性を高めるために必要な経路を「ネットワーク経路」として設定します。経路のネットワーク性を高めることで、目的地までより近い経路を選択して移動することができたり、災害等で通行ができなくなった場合に、別の経路を選択して移動することができるようになります。

花畑周辺地区の生活関連経路を、下記の通り設定します。

花畑周辺地区の生活関連経路の一覧

（ ）道路愛称名

○：ネットワーク経路含む

生活関連施設		花畑周辺地区内の対象となる道路	
種別	管理区分		
道路	東京都	都道466号線（大鷲通り）	○
	足立区	足立13号線（花畑大橋通り）	○
		足立12号	
		花畑263号線（花畑フラワーロード）	
		花畑356号、花畑208号、花畑212号	
		花畑211号、花畑223号、花畑213号	○
		花畑227号、花畑228号、花畑229号	○
		花畑234号、花畑423号、花畑207号	
		花畑362号、花畑235号、花畑220号	○
		花畑218号、花畑422号、花畑225号	
		花畑237号、花畑164号、花畑242号	○
		花畑254号、花畑243号、花畑245号	○
		花畑165号、花畑529号、花畑530号	○
		花畑378号、花畑132号	


生活関連経路の総延長：約11,702m

（うち主要経路：約10,023m、ネットワーク経路：約1,679m）

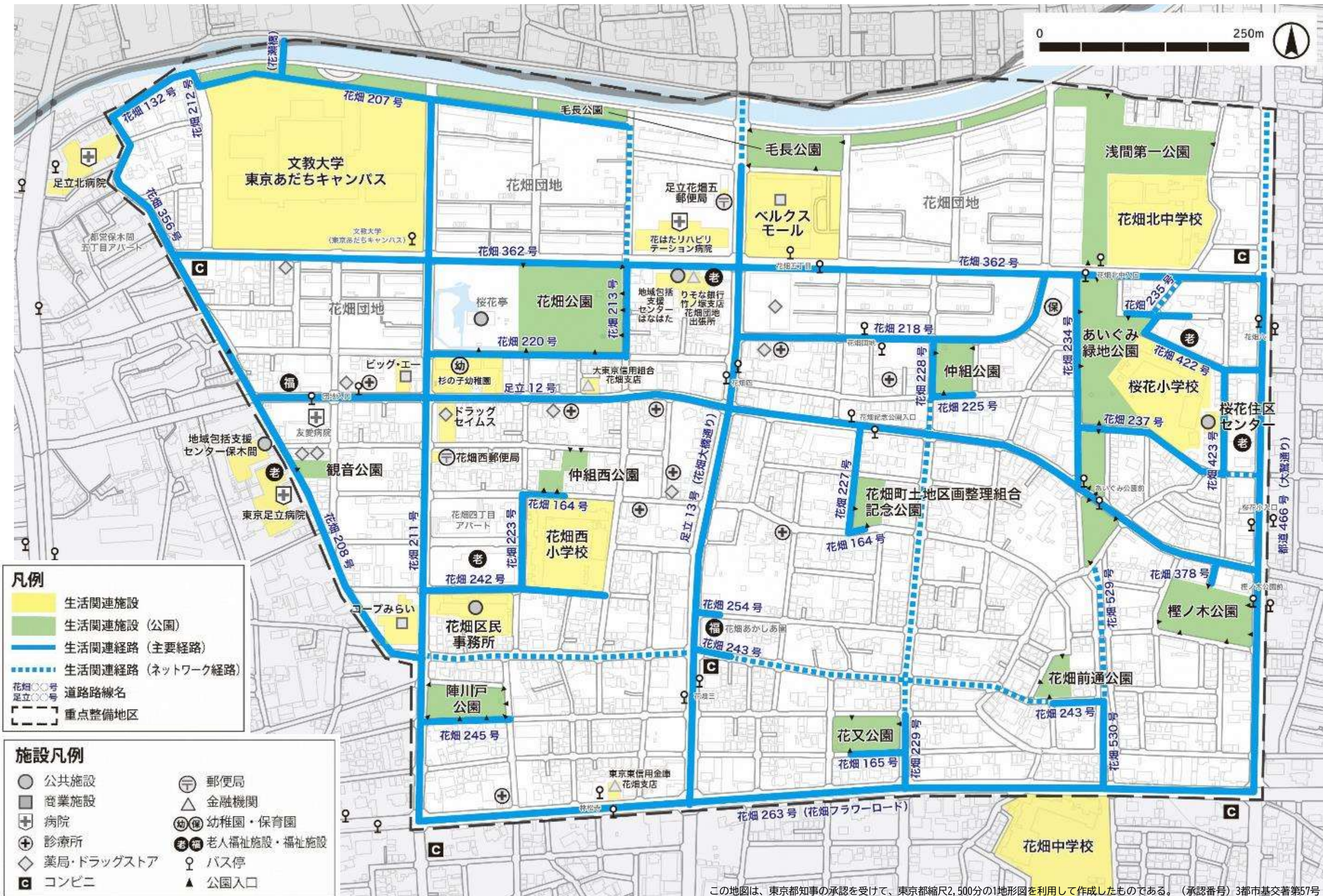
（3）重点整備地区の範囲の設定

第1章2（2）ウに示した内容に従って、以下の条件をもとに花畑周辺地区における重点整備地区の範囲を設定します。

- ・ 花畑団地の中央部を中心に半径500～1,000mの徒歩圏とする
- ・ 河川や幹線道路、町（丁）の区画を考慮する
- ・ 生活関連施設及び生活関連経路を含む範囲とする

本計画の重点整備地区（面積：約101ha）は、23ページ（線部）の範囲とします。

重点整備地区の区域と生活関連施設・経路



- 凡例**
- 生活関連施設
 - 生活関連施設 (公園)
 - 生活関連経路 (主要経路)
 - 生活関連経路 (ネットワーク経路)
 - 花畑○○号
足立○○号 道路路線名
 - 重点整備地区

- 施設凡例**
- | | |
|--------------|-------------|
| ○ 公共施設 | 〒 郵便局 |
| ■ 商業施設 | △ 金融機関 |
| ⊕ 病院 | 幼稚園・保育園 |
| ⊕ 診療所 | 老人福祉施設・福祉施設 |
| ◇ 薬局・ドラッグストア | ♀ バス停 |
| ⓐ コンビニ | ▲ 公園入口 |

この図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 3都市基交著第57号

（4）生活関連施設・経路等における特定事業の方向性及び目標時期の設定

第1章2（3）に沿って、第3章1で整理した地区内のバリアフリー化の現状と課題を前提に、生活関連施設・経路等のバリアフリー化を実施する特定事業等の各事業主体に対し、それぞれ目標時期を、以下の通り示します。

ア 生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた方向性の提示

バリアフリー化に向けて、周辺環境の状況や物理的及び予算等による制約等を鑑み、実施することが可能な範囲や方向性を各施設ごとに定めます。

イ 生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の目標時期の設定

本計画における事業完了の目標時期は、本計画で定義している「短期」「長期」を基本とします。

その一方で、現時点では、バリアフリー化を実施するために必要な用地などがない等の理由によりバリアフリー化が困難な施設や、バリアフリー化の実施時期が未確定な施設、また本計画策定前に、既にバリアフリー化されている施設などもあります。

これらの状況を踏まえ、本計画の目標時期について以下のように定めます。

短期 短期（おおむね5年以内）での事業完了を目標に実施する事業

長期 短期では事業完了できないが、長期的な取り組みにより事業完了を目指す事業

順次 地区内での他の施設のバリアフリー化の進捗状況や、各施設の状況に合わせて施設改修や改築を通じてバリアフリー化する施設の事業

必要に応じて実施

既にバリアフリー化された施設や軽微な改修等やその他の計画等によりバリアフリー化を行う施設において、調査、検討の上、実施する事業

（5）ハード面※のバリアフリー化に向けた特定事業の設定

高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等、誰もが安全かつ円滑に利用できる生活関連施設及び経路とするため、各施設の現状や課題を確認し、バリアフリー化を実施する特定事業の設定を行います。

※ハード面：施設や設備、道路といった形ある要素を指す。

ア 公共交通特定事業（バス）

足立区総合交通計画において、バス停やバスの車両に関する利用環境の向上について計画が示されている点を考慮した上で、今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に向けた 取り組み	目標時期	
				短期	長期
バス停	バス事業者	法令等により設置不可能な場所を含め、多くのバス停で上屋やベンチが設置されていない。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に乗降できるバス停を整備します。	必要に応じて実施 ○ ○	
			設置するための空間が確保できるバス停には、利用状況に合わせて上屋やベンチを設置します。	必要に応じて実施 ○ ○	
バス		足立区総合交通計画において、バス停やバスの車両に関する利用環境の向上について計画が示されている。	高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等、誰もが円滑に乗降できるノンステップバスを順次導入します。	必要に応じて実施 ○ ○	

イ 道路特定事業（34ページに箇所図）

今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
都道466号 (大鷲通り)	東京都	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所 がある。	路面の平坦性、適切 な段差や勾配を確保 します。	必要に応じて実施 ○ ○	

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
足立13号 (花畑大橋通 り)	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所 がある。	路面の平坦性、適切 な段差や勾配を確保 します。	必要に応じて実施 ○ ○	
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シー トやブロックが設置され ていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用 シートやブロックを 設置します。		
足立12号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・ 形状等を考慮して、 円滑に移動できる歩 行空間を整備しま す。	必要に応じて実施 ○ ○	
		歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所 がある。	路面の平坦性、適切 な段差や勾配を確保 します。		
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シー トやブロックが設置され ていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用 シートやブロックを 設置します。		

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
花畑263号 (花畑フラワ ーロード)	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所 がある。	路面の平坦性、適切 な段差や勾配を確保 します。	必要に応じて実施 ○	
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シー トやブロックが設置され ていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用 シートやブロックを 設置します。		
花畑356号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が連続していない箇 所がある。	現在の歩道の幅員・ 形状等を考慮して、 円滑に移動できる歩 行空間を整備しま す。	必要に応じて実施 ○	
		歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所 がある。	路面の平坦性、適切 な段差や勾配を確保 します。		
花畑208号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・ 形状等を考慮して、 円滑に移動できる歩 行空間を整備しま す。	必要に応じて実施 ○	
		歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所 がある。	路面の平坦性、適切 な段差や勾配を確保 します。		
花畑212号	足立区	誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シー トやブロックが設置され ていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用 シートやブロックを 設置します。	○	

第3章 花畑周辺地区におけるバリアフリーの取り組み（整備対象・道路）

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
花畑211号	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。	必要に応じて実施	○
		歩道の平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。		
花畑223号	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。		○
花畑213号	足立区	歩道の平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	必要に応じて実施	○
		電柱	歩道上に電柱があるため、通行部分が狭くなっている箇所がある。	各種計画に基づき、無電柱化を順次実施します。		
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。		
花畑227号	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。		○
花畑228号	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。		○

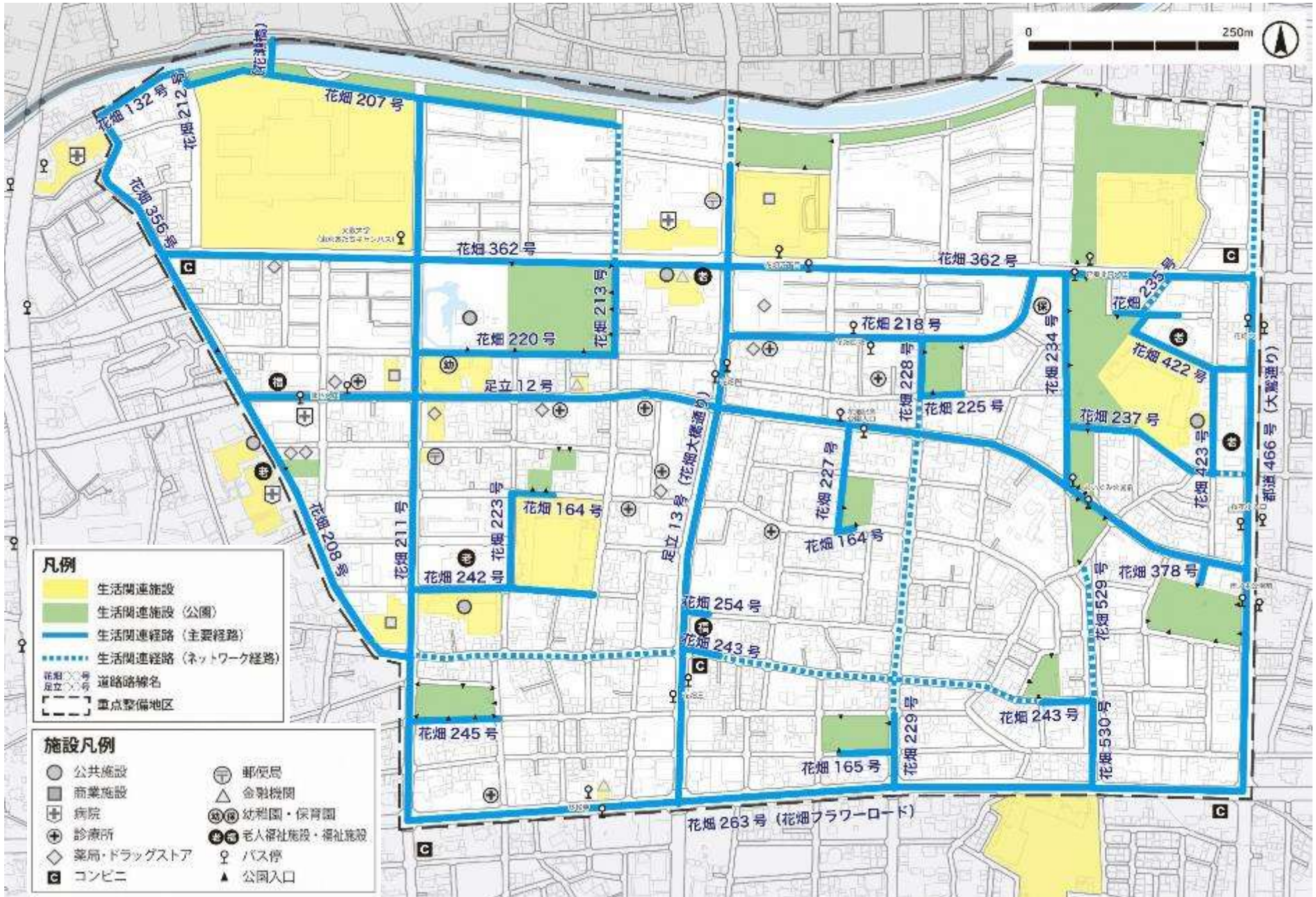
整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
花畑229号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・ 形状等を考慮して、 円滑に移動できる歩 行空間を整備しま す。 路面の平坦性、適切 な段差や勾配を確保 します。	必要に応じて実施	
		歩道の 平坦性	歩道と車道の段差が高 く、車椅子やベビーカー 等が通行しにくい箇所が ある。 歩道が平坦ではない箇所 がある。		○	
花畑234号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所や、歩道 が連続していない箇所が ある。	現在の歩道の幅員・ 形状等を考慮して、 円滑に移動できる歩 行空間を整備しま す。		○
花畑423号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・ 形状等を考慮して、 円滑に移動できる歩 行空間を整備しま す。		○
花畑207号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・ 形状等を考慮して、 円滑に移動できる歩 行空間を整備しま す。	順次	
					○	

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
花畑362号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。	必要に応じて実施	○
		歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。		
花畑235号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。		○
花畑220号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。		○
		歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。		
花畑218号	足立区	誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。	必要に応じて実施	○
花畑422号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。		○

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
花畑225号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・ 形状等を考慮して、 円滑に移動できる歩 行空間を整備しま す。		○
花畑237号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所や、歩道 が連続していない箇所が ある。	現在の歩道の幅員・ 形状等を考慮して、 円滑に移動できる歩 行空間を整備しま す。		○
花畑164号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・ 形状等を考慮して、 円滑に移動できる歩 行空間を整備しま す。		○
花畑242号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所や、歩道 が連続していない箇所が ある。	現在の歩道の幅員・ 形状等を考慮して、 円滑に移動できる歩 行空間を整備しま す。		○
		歩道の 平坦性	横断歩道に接する歩道と 車道の段差が高く、車椅 子やベビーカー等が通行 しにくい箇所がある。 歩道が平坦ではない箇所 がある。			
花畑254号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が連続していない箇 所がある。	現在の歩道の幅員・ 形状等を考慮して、 円滑に移動できる歩 行空間を整備しま す。		○

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
花畑243号	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所や、歩道が連続していない箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。	必要に応じて実施	○
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。			
		歩道の平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。			
花畑245号	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。		○
花畑165号	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。		○

道路特定事業箇所図



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)3都市基交著第57号

ウ 交通安全特定事業

今後、特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
重点整備 地区内	東京都公安委員会	信号機	交差点等で、音響機能付信号などの設置されていない箇所がある。	バリアフリー対応型信号機の整備	必要に応じて実施 ○ ○	
		交通規制 標識 路面標示	反射材料等を用いた道路標識（交通規制標識）や路面標示を設置し、誰もが安全に通行できる道路とする必要がある。また、エスコートゾーンが設置されていない箇所がある。	道路標識及び道路標示の設置に関する事業を実施します。	必要に応じて実施 ○ ○	

エ 公園特定事業（都市公園）（41ページに箇所図）

今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
毛長公園	足立区	公園全体	出入口、園路、設備等にバリアフリー化の必要性がある箇所がある。	現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮して、安全かつ快適に利用できる公園を整備します。 出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	必要に応じて実施	
		出入口や園路	出入口に段差や車止めを外さないと入れない箇所がある。 園路などに段差や凹凸や幅の狭い部分があり、車椅子やベビーカー等が歩きにくい箇所がある。		○	○
花畑公園	足立区	公園全体	出入口、園路、設備等にバリアフリー化の必要性がある箇所がある。	現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮して、安全かつ快適に利用できる公園を整備します。 出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	必要に応じて実施	
		出入口や園路	出入口に段差や車止めを外さないと入れない箇所がある。		○	○

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
檜ノ木公園	足立区	公園全体	出入口、園路、設備等にバリアフリー化の必要性がある箇所がある。	現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮して、安全かつ快適に利用できる公園を整備します。	必要に応じて実施	
		出入口や園路	出入口に段差や車止めを外さないと入れない箇所がある。 園路などに段差や凹凸のある部分があり、車椅子やベビーカー等が歩きにくい箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。		○
陣川戸公園	足立区	公園全体	出入口、園路、設備等にバリアフリー化の必要性がある箇所がある。	現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮して、安全かつ快適に利用できる公園を整備します。	必要に応じて実施	
		出入口や園路	出入口に段差や車止めを外さないと入れない箇所がある。 園路などに段差や凹凸や急勾配の部分があり、車椅子やベビーカー等が歩きにくい箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。		
		誘導用ブロック	主要な出入口から誰もが利用できるトイレまでの経路に視覚障がい者誘導用シートやブロックがあるとよい。	主な出入口から誰もが利用できるトイレまでの経路等に視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。		
		トイレ	バリアフリートイレの機能を充実させてほしい。	誰もが利用できるトイレを適正に配置します。		

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期			
					短期	長期		
あいぐみ 緑地公園 仲組公園 仲組西公園 花畑町土地区画 整理組合記念公園 花畑前通公園 花又公園	足立区	公園全体	出入口、園路、設備等にバリアフリー化の必要性がある箇所がある。	現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮して、安全かつ快適に利用できる公園を整備します。	必要に応じて実施			
		出入口や 園路	出入口に段差や車止めを外さないと入れない箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。			○	○
			園路などに段差や凹凸のある部分があり、車椅子やベビーカー等が歩きにくい箇所がある。					
トイレ	障がい者対応トイレがない。機能を充実させてほしい。	誰もが利用できるトイレを適正に配置します。						
浅間第一公園	足立区	公園全体	出入口、園路、設備等にバリアフリー化の必要性がある箇所がある。	現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮して、安全かつ快適に利用できる公園を整備します。	必要に応じて実施			
		出入口や 園路	出入口に段差や車止めを外さないと入れない箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。			○	○
			園路などに段差や凹凸のある部分があり、車椅子やベビーカー等が歩きにくい箇所がある。					
観音公園	足立区	公園全体	園路がなく、バリアフリー化の必要性がある箇所がある。	現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮して、安全かつ快適に利用できる公園を整備します。		○		

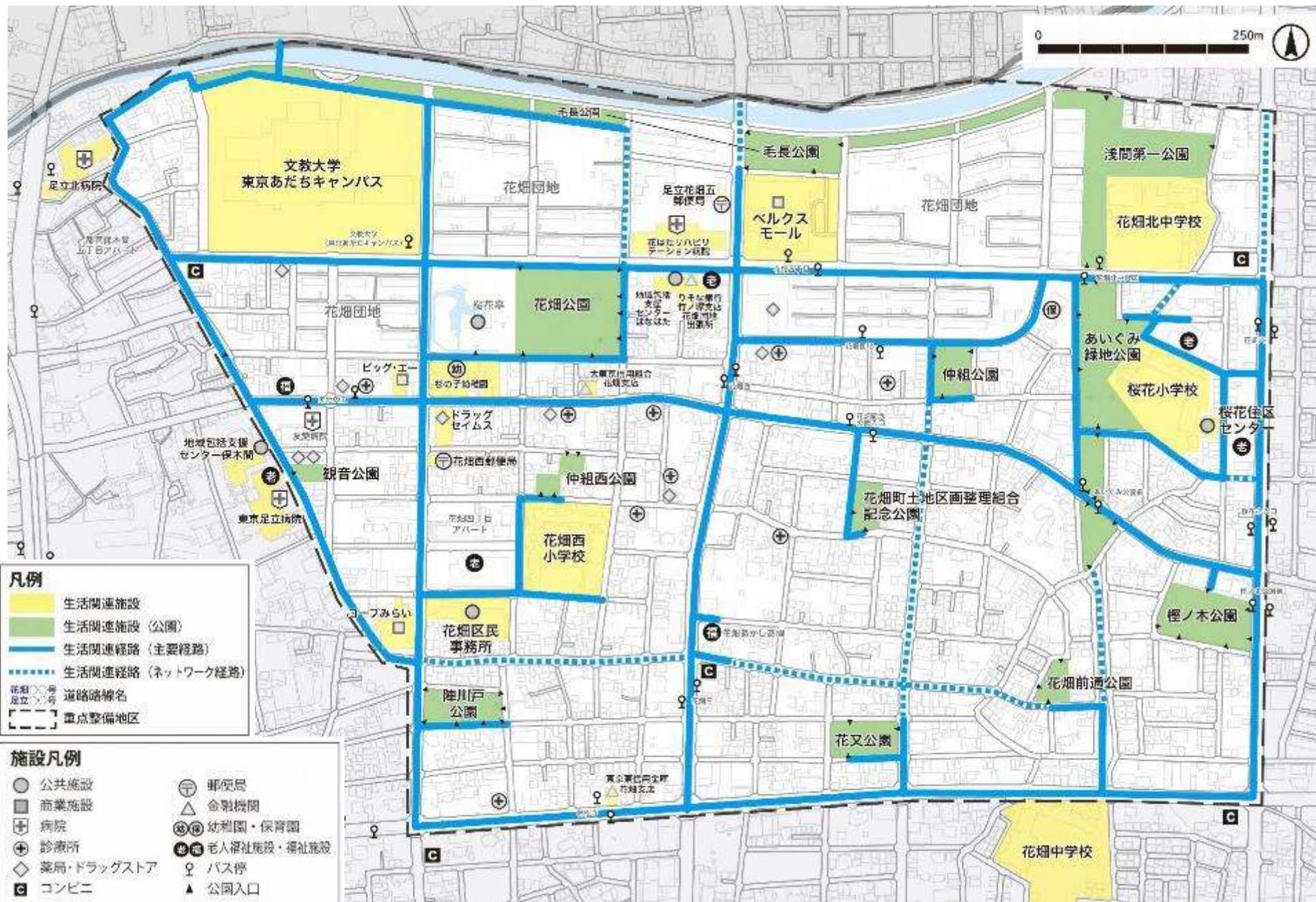
オ 建築物特定事業（41ページに箇所図）

地区内の公共施設は、それぞれの建築物において、東京都福祉のまちづくり条例や足立区公共施設等整備基準、足立区環境整備基準等の法令に沿って、ユニバーサルデザインに配慮して設計、建築を行っている施設が多数を占めています。この点を考慮した上で、今後、足立区環境整備基準や公共施設等整備基準等の基準等に基づき、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
桜花住区 センター	足立区	建設当時の法令や基準に基づいた施設として整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造等を考慮しながら、現在の法令や基準に沿うよう安全かつ快適に円滑に移動や利用ができる施設を整備します。	必要に応じて実施	
				○	○
花畑区民 事務所	足立区	建設当時の法令や基準に基づいた施設として整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造等を考慮しながら、現在の法令や基準に沿うよう安全かつ快適に円滑に移動や利用ができる施設を整備します。	必要に応じて実施	
				○	○
花畑西 小学校	足立区	建設当時の法令や基準に基づいた施設として整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造等を考慮しながら、現在の法令や基準に沿うよう安全かつ快適に円滑に移動や利用ができる施設を整備します。	必要に応じて実施	
				○	○
桜花 小学校	足立区	建設当時の法令や基準に基づいた施設として整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造等を考慮しながら、現在の法令や基準に沿うよう安全かつ快適に円滑に移動や利用ができる施設を整備します。	必要に応じて実施	
				○	○
花畑北 中学校	足立区	建設当時の法令や基準に基づいた施設として整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造等を考慮しながら、現在の法令や基準に沿うよう安全かつ快適に円滑に移動や利用ができる施設を整備します。	必要に応じて実施	
				○	○

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
花畑 中学校	足立区	建設当時の法令や基準に基づいた施設として整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造等を考慮しながら、現在の法令や基準に沿うよう安全かつ快適に円滑に移動や利用ができる施設を整備します。		
				必要に応じて実施	
				○	○

公園特定事業・建築物特定事業箇所図



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)3都市基交著第57号

(6) ソフト面での特定事業の設定

ア 教育啓発特定事業

バリアフリー化に関する教育啓発活動の現状を踏まえ、今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
重点整備 地区内	足立区	足立区バリアフリー推進計画において、移動の手助けやコミュニケーション方法に配慮した対応等ができるようにするための理解や協力を深める育成等について指針が示されている。	事業者及び施設管理者等に対して、高齢者・障がい者等に対する適切な対応及び必要な介助等を行うための知識と技術の向上を図るため、職員・従業員等に対する教育の充実を図るよう働きかけます。	必要に応じて実施 ○ ○	
			区民に対して、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等への接し方や支援の方法を取得し、理解と協力を深めるよう働きかけます。	必要に応じて実施 ○ ○	
			区民に対して視覚障がい者誘導用シートやブロック、誰もが利用できるトイレ、障がい者等用の駐車スペースなど、必要としている人が利用できるようにルールを守り、マナーの向上に努めるよう働きかけます。	必要に応じて実施 ○ ○	

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
重点整備 地区内	足立区	歩道	歩道上に雑草や植木鉢などがはみ出し、通行しにくい箇所がある。	歩行空間の機能を十分に維持・保全するため、商品のはみ出し陳列や看板等の設置など、不法占有物に対する移動・撤去等の指導を行います。区管轄外の道路においては道路管理者への働きかけを行います。	必要に応じて実施 ○ ○	
		自転車	歩道に置かれた自転車や、歩道上を走る自転車のために歩行者が危ない場合がある。	自転車利用に関するルールを周知し、区民のマナー向上を図ります。	必要に応じて実施 ○ ○	
		足立区バリアフリー推進計画において、区民一人ひとりに配慮した行動に関する「心のバリアフリー、心のユニバーサルデザインの機運の醸成」について、指針が示されている。		医療機関、商業施設、金融機関の施設管理者に対して高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等の要望を取り入れ、バリアフリー化の推進に努めるよう働きかけます。	必要に応じて実施 ○ ○	

資料編

資料1 地区の概況

1 公共交通

地区内に鉄道駅はありませんが、周辺には東武伊勢崎線谷塚駅・竹ノ塚駅、つくばエクスプレス六町駅の3駅が立地しています。バスは、主要な通りを東武バスセントラルが運行しています。

また、シェアサイクルのサイクルポートが文教大学東京あだちキャンパス内やコンビニ等に複数立地しています。

2 道路

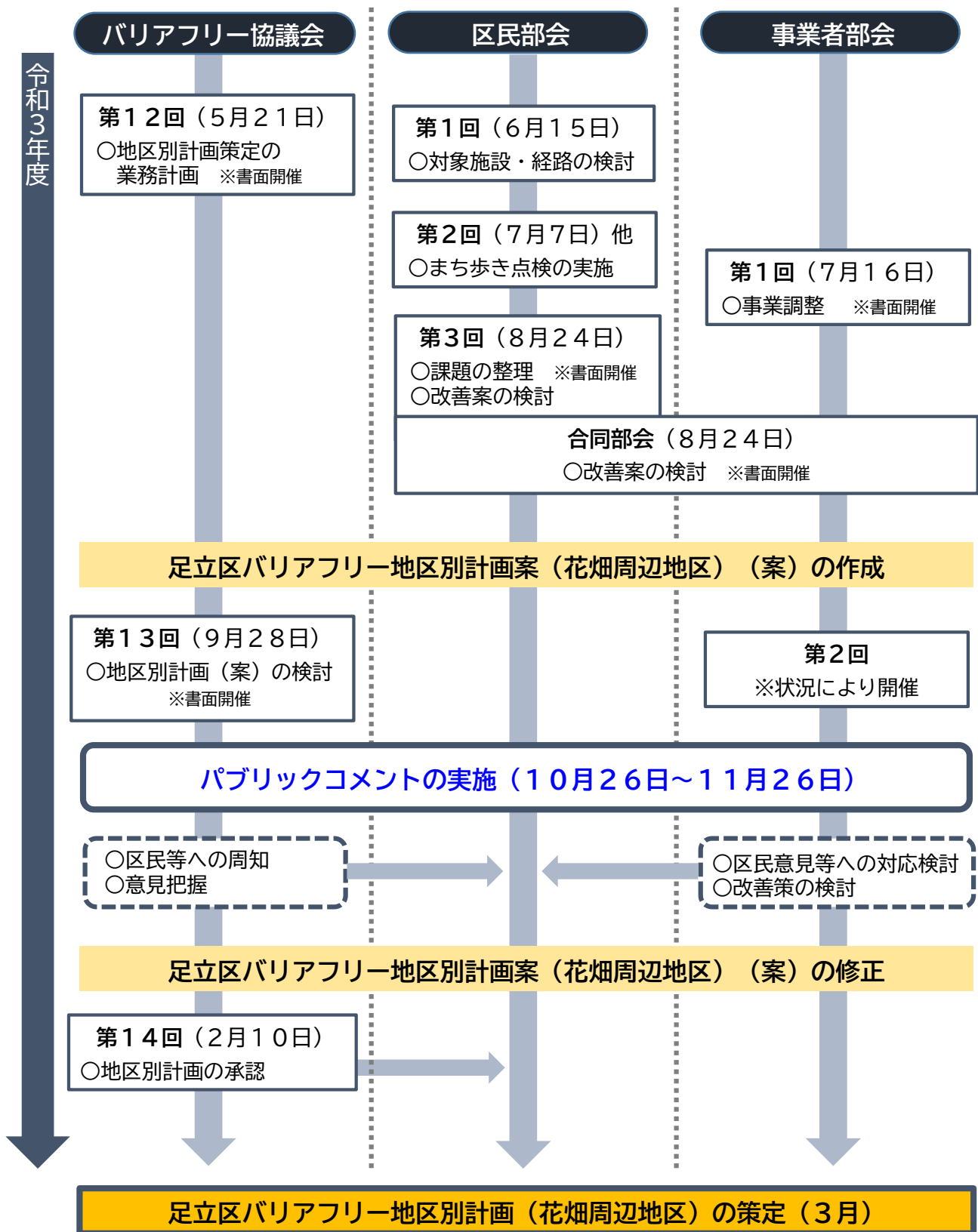
幹線道路としては、地区の西側に国道4号、東側に大鷲通り、南側に花畑フラワーロードが走っています。地区内には、地区中央を南北方向に走る花畑大橋通りをはじめ、花畑団地内を東西に走る道路、その南側のバス通りなど、南北・東西方向それぞれに移動可能な道路が走っています。

歩道は主要な道路に設置されていますが、一部で幅が2m未満の箇所や、準歩道（車道と歩道が柵のみで区切られ、段差のないもの）や自主管理歩道が設置されています。また、地区南東部には歩行者専用道が設置されています。

3 主要施設

地区北側には花畑団地や大学、商業施設、病院、福祉施設、保育施設、公園等が立地しています。南側には区民事務所等公共施設と、公園が複数箇所立地しています。東側は学校と公園が複数立地しています。

資料2 検討の経緯



資料3 足立区バリアフリー協議会・各部会の検討概要

(1) 開催概要

ア 区民部会

区民部会では、花畑周辺地区を対象に、利用者の視点でバリアフリー化の問題点や課題を抽出しました。

区民部会の実施概要

回（開催日）	検討内容
第1回 （令和3年6月15日）	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連区域・施設・経路の検討 まち歩き点検のルート、点検ポイントの検討 （参加者24名）
第2回 （令和3年7月7日）他	<ul style="list-style-type: none"> まち歩き点検の実施 （参加者30名）
第3回 （令和3年8月24日） ※書面開催	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー化の問題点と課題の整理 改善案の検討 （参加者24名）

参加団体

- ・ 足立区まちづくり推進委員会
- ・ 足立区民生・児童委員協議会
- ・ 足立区老人クラブ連合会
- ・ 足立区視力障害者福祉協会
- ・ 足立区パーキンソン病友の会
- ・ オストミー協会足立分会
- ・ 足立区手をつなぐ親の会
- ・ 足立区女性団体連合会
- ・ 足立区商店街振興組合連合会
- ・ 足立区地域保健福祉推進協議会
- ・ 国際障害者年を進める足立の会
- ・ 足立区ろう者協会
- ・ 足立区肢体不自由児者父母の会

※上記団体の他、地元区民の方2名にもご参加いただきました。

イ 事業者部会

事業者部会は、花畑周辺地区において設定されたバリアフリー化の対象施設・経路に関する事業者により構成します。

事業者部会では、区民部会で検討されたバリアフリー化の問題点や課題、改善策の提案を踏まえ、地区別計画に定める特定事業について協議を行いました。

区民部会の実施概要

回（開催日）	検討内容
第1回 （令和3年7月16日） ※書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ まち歩きの実施結果について ・ 生活関連区域・施設・経路の検討

参加事業者

- ・ 株式会社サンベルクスホールディングス
- ・ 東武バスセントラル株式会社
- ・ 東京都都市整備局
- ・ 警視庁竹の塚警察署
- ・ 東京都建設局第六建設事務所

ウ 合同部会

合同部会は、区民部会の参加団体および事業者部会の参加事業者により構成します。

合同部会では、区民部会で検討されたバリアフリー化の問題点や課題と、それに対する改善策や、地区別計画に定める特定事業について協議を行いました。

合同部会の実施概要

回（開催日）	検討内容
令和3年8月24日 ※書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改善策の検討 ・ 特定事業の検討

参加団体・事業者

区民部会の参加者および事業者部会の参加事業者

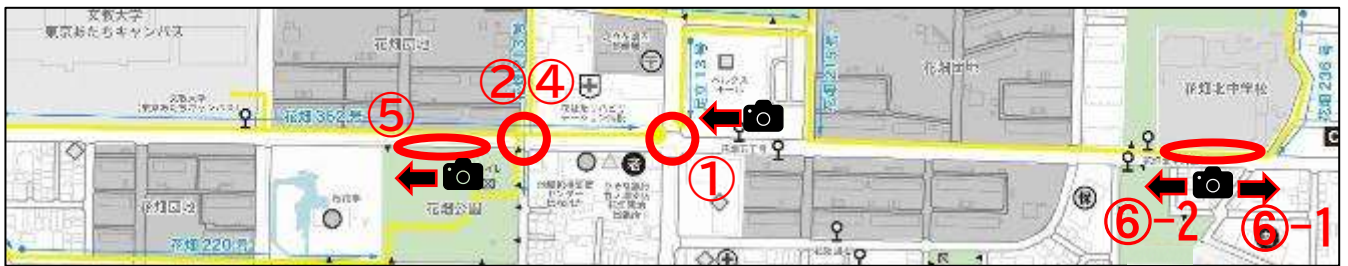
(2) まち歩き点検等における区民意見の概要

まち歩き点検等において挙げられた主な意見について、各ルートにおいて、道路の路線番号および施設ごとに整理しました。挙げられた意見のうち、具体的な箇所の撮影ができた指摘事項については、場所と写真を示します。

まち歩き点検における区民意見の概要 目次

種別	ルート	掲載ページ
道路	ルート1	53～54ページ
	ルート2	55～58ページ
	ルート3	59～64ページ
公園	ルート1	65～66ページ
	ルート2	66～68ページ
	ルート3	68～71ページ
建築物	ルート2	71ページ
	ルート3	72ページ
バス停	ルート1	73ページ
	ルート2	73ページ
	ルート3	74ページ
その他	－	74ページ

ルート1 花畑362号



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	ベルクスマール前の交差点に音響式信号がない。
②	交差点で車道と歩道の段差が少ないので境目がわかりにくい。
③	全体にわたり視覚障がい者誘導用ブロックがない。団地の前は団地敷地側が一段高くなっているが、大学前はフラットなので歩道と大学敷地の境目がわかりにくい。特に建物の入口部分ではどこまでが歩道がわからなくなる。
④	視覚障がい者誘導用ブロックは雨の日に自転車では滑りやすいので、気をつけて乗らないようにしているが、滑りにくい材質があったら良いと思う。
⑤	花畑公園北側の歩道が狭いため、車椅子と自転車のすれ違いが難しく、公園に行く時には他の道、入り口に回っている。
⑥	花畑北中～浅間第一公園前の歩道が、建物入口や横断歩道で切り下げられ波打っていて歩きづらい。歩道が広くなるとよい。



ルート1 花畑212号



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	歩道脇の雑草を綺麗にした方が良い。 (足立区全般の品位が上がる)

ルート1 花畑356号



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	足立北病院付近で歩道が途切れている。
②	都営住宅前の歩道は、交差点で低くなっている部分でもやや段差がある。

ルート1 花畑220号



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	桜花亭手前の交差点の車止めが歩行の妨げになっている。
②	桜花亭の角は歩道が狭い。

ルート2 足立13号



①・③



②



④



⑤



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	ベルクスモール前の横断歩道（南北方向）に音響用ボタンが設置されていない。
②	ベルクスモール前の横断歩道（東西方向）には押しボタンが設置されているが、ボタンまで視覚障がい者誘導用ブロックがない上、押しボタン付近に段差があり危ない。
③	ベクスモール前の横断歩道にエスコートゾーンを設置してほしい。
④	歩道は広いが、自転車の通行も多く、車椅子を押しながらの歩行は怖い時がある。
⑤	建物から歩道に段差解消ブロック等が設置してあり危険。歩道上に植木なども置かれている。
⑥	ベルクス別館の南側の交差点にある視覚障がい者誘導用ブロックが破損している。
⑦	足立老人ホーム前交差点の信号機の押しボタンが盲人用と歩行者用に分かれているが、1つにしてはどうか。

⑥



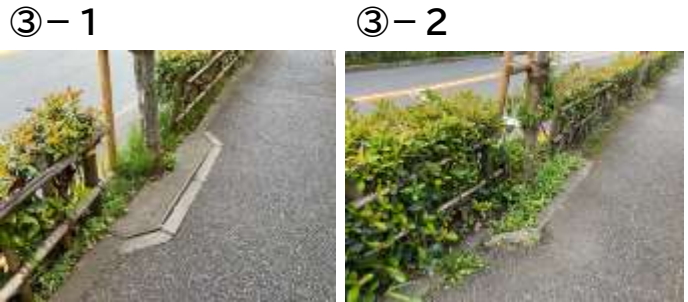
⑦



ルート2 足立12号



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	雑草がはみ出しているため歩道が狭く、人通りも多いのですれ違いにくい。
②	スイミングの前付近は人通りが多いが歩道が狭いのですれ違いにくい。
③	街路樹の段差よけが設置されているところと設置されていないところがある。



ルート2 足立208号



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	交差点の形状が複雑なため、車がどちらに向かうかが分かりにくく危ない時がある。優先道路が分かりにくい

	で、横断歩道があった方が良い。
②	病院側の歩道がななめに傾いていて、ベビーカーなどでは歩きにくい。
③	コープみらいの西側の道は、雑然とした雰囲気があり、夜も暗そう。

ルート2 花畑243号



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	通学路マークがあるが、横断歩道が設置されているところとされていないところがある。

ルート2 花畑246号



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	歩道上に電柱があり、車椅子では通れない。
②	交差点が自転車の抜け道になっており、車椅子を押して歩いていると怖い。

ルート2 花畑242号



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	老人ホーム側の歩道の角に段差があるため、車椅子での介助が難しい。歩道の境界部が切り下げられるなどバリアフリー化されるとよい。
②	区民事務所前の歩道が車道側に傾いている上、舗装がブロックなのでベビーカーだとガタガタするし、押しにくい。



ルート2 花畑213号



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	スクールゾーンの歩道部分で傘をさしていると、電柱の部分で隣の人の傘とぶつかってしまうので、このような部分から電柱の地中化をしてはどうか。
②	歩道と車道の段差があるため、ガードレールの切れ目部分で歩道が大きく斜めになる部分がある。2箇所あるのでひとつにまとめられないか。

ルート3 花畑362号



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	中央分離帯の植栽が伸びており、見通しが悪い。子供や車いすから反対車線の車が見えにくく、車からも子供や車いすが見えにくい。
②	歩道が広いので、自転車と歩行者を分離できないか。
③	2車線が完全分離しているので、逆走がないようにするための工夫があるとさらによい。
④	車が多いので、横断歩道に押しボタン式でも信号があると安全。

①



②



③



④



ルート3 花畑228号



①



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	速度を抑えるよう視覚的に狭くするような舗装がされているが、電柱をよけてシケインにはどうか。(シケイン：車が通る部分を直線ではなくジグザグまたは蛇行させて速度を抑えるよう促す工夫)

ルート3 花畑229号



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	歩道と車道の上に段差がある。グレーチングがあるが目が粗い。
②	空き地の草が交差点の歩道にかなりはみ出して危険。



ルート3 花畑164号



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	できれば路側帯に色をつけるなど注意しながら歩けるような工夫ができるとよい。

ルート3 花畑254号



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	福祉施設があるので、肢体不自由者も散歩できるよう歩道を整備してほしい。

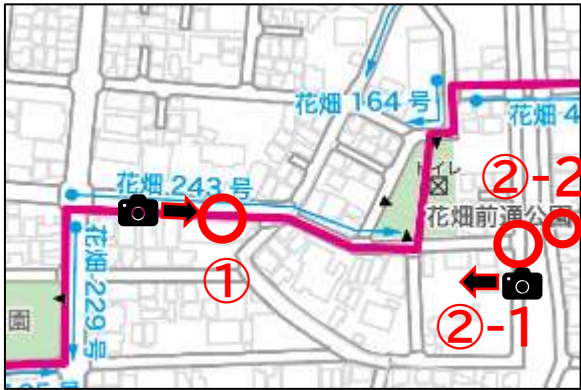
ルート3 足立13号



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	コンビニ前の交差点で、視覚障がい者誘導用ブロックが西側の2箇所のみ設置されており、東側の2箇所は設置されていない。
②	建物への出入りのため歩道が切り下げられて波打っており、車椅子や自転車などの通行が危ない。



ルート3 花畑243号



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	歩道や通学路がゴミの収集場になっており、通りにくい。
②	飛び出し注意の看板があるが横断歩道がない。



ルート3 花畑441号



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	歩行者専用道の交差点に横断歩道がない。
②	子供横断と書かれた黄色い看板が90度曲がって設置されている。今の角度ではどの方向のドライバーも見ることができない。

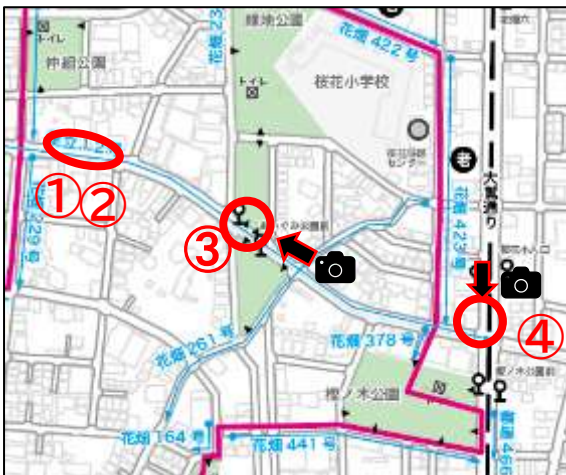


ルート3 花畑423号



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	花畑六丁目バス停から桜花住区センターまでの歩道が狭い。

ルート外 足立12号



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	ゴミが歩道をふさいでいる。植栽マスがあるのでスペースの工夫ができないか。
②	歩道の舗装が不均一で滑らかではない。
③	公園の間の道路に横断歩道がない。
④	歩道上の巻き込み防止ポールとガード柵・歩道・視覚障がい者誘導用ブロックの関係が悪く、歩いていると道を見失う。



ルート1 花畑公園



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	南側の入口に車止めがあり、車椅子では入れない。
②	南側の入口のグレーチングの目が粗く、白杖が穴に入ってしまう。
③	公園から桜花亭に向かう視覚障がい者誘導用ブロックがわかりにくい。石畳の上に敷かれており、目の粗いグレーチングや扉の下のステンレス、マンホールなど紛らわしいものが多い。
④	花畑公園のトイレが洋式・和式それぞれ1つであり、大きな公園の割には使用しづらいのではないか。



ルート1 毛長公園



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	入口に段差がある。
②	園路が凸凹している。

ルート1 浅間第一公園



①-1



①-2



②



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	入口に車止めがある。グレーチングの目が粗く白杖が穴に入ってしまう。
②	公園内の傾斜はそのまま残して良いと思うが、コンクリートの園路があれば誰もが使いやすい。

ルート2 仲組西公園



①



②



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	北側の出入口が階段になっており、段差も高い。
②	南側の出入口は車止めがあり、ベビーカーでは入りづらい。また、スロープが急勾配であるが、電動車椅子の場合、後ろから押してもらえば通れる。
③	公園をつなぐ通路の石がガタガタで歩きづらく、ベビーカーでも通りづらい。
④	公園内が土で凸凹しており、特にマンホールトイレ付近は雨でえぐれていて危ない。周囲のコンクリート部分とも段差がある。
⑤	トイレは車椅子では利用できない。狭いのでベビーカーなどは設置できないと思うが、男子トイレに扉がなく丸見えなので目隠しや扉がほしい。
⑥	案内板が古くなっている。

③



④-1



④-2



⑤



⑦	水飲み場の蛇口がない。防災の観点なども考えると蛇口はあったほうがいいと思う。
⑧	草が伸びきっており、スペースが限られてしまう。公園ボランティアを募集するなどして、公園清掃をすると良いと思う。



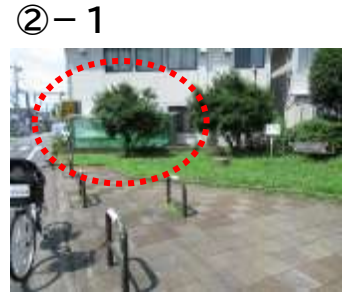
ルート2 陣川戸公園



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	どの出入口にも車止めがあり、車椅子やベビーカーでは入りづらい。COOP側の出入口は何とか入れたが、柵間があと10cm程度あると入りやすい。 (脳性麻痺で電動車椅子の細かい操作ができない人だと入れない可能性もある)
②	バリアフリートイレまではコンクリート舗装の園路で行けるが、一部スロープがきつい場所、段差があるところがある。視覚障がい者誘導用ブロックは設置されていない。
③	バリアフリートイレがあるので、ベビーチェア、ベビーベッド、大型ベッド等の設置を検討してはどうか。トイレの便座には背もたれがあるとよい。また、水洗ボタンはもう少し前の方があるとよい。トイレの扉が重たい。トイレ内部は暗く、換気も悪そう。
④	ベンチの上屋に屋根がない。



ルート2 観音公園



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	草が伸びていて歩けない。雑草だらけでもったいない。中に園路があるとよい。
②	公園内は禁煙だが、入口の横に喫煙所があるため多くの人が喫煙している。臭いが気になり子供を遊ばせづらい。病院の人が散歩することも考え、他に喫煙所を作るなどしてほしい。



ルート3 仲組公園



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	出入口は車椅子の出入りがしやすいようにしてほしい。また、バリアフリーと交通安全との両立が必要。
②	トイレのスロープに地面から5cmの段差がある。
③	多機能トイレが機能不足。また、マークが黄色の高齢者の絵になっておりわかりにくい。区で統一されたマークを活用すべき。
④	ゴミが散乱している。ゴミ箱は不要ではないか。
⑤	サッカー・野球の禁止について張り紙があるが、子供が見るのでふりがなを振っておいた方がよいのでは。絵も消えかかっている。



ルート3 花畑町土地区画整理組合記念公園



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	出入口のスロープの傾斜がきつく車椅子で利用できない。
②	南側入口に車止めがなく、飛び出しの危険性がある。
③	トイレまでスロープがあるが、小用しか使えない。裏手に大便器があるが、段差があり、中も狭いので車椅子では使えない。
④	バリアフリースイートイレがないので、トイレの構造を変えて設置してほしい。



ルート3 花又公園



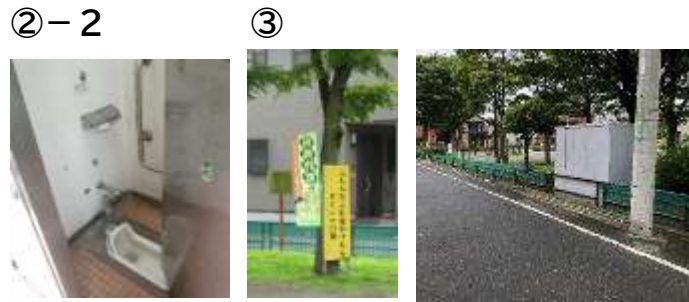
番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	出入口は車椅子で利用できない。
②	1箇所の出入口からトイレまで通路があるが、狭くて車椅子では通れない。
③	車椅子で利用できるトイレではない。バリアフリースイートイレを設置してほしい。



ルート3 花畑前通公園



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	出入口は車止めがあり、車椅子で利用しづらいのではないか。
②	バリアフリートイレがない。トイレへのスロープはあるが、和式トイレなので車椅子では利用できない。トイレの位置もあまりよくない。
③	不審者注意の看板よりも、見ているぞ、等の犯人向けのメッセージの方がよい。また、倉庫があり死角を作っている。



ルート3 榎ノ木公園



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	東側の出入口からの動線がない。
②	トイレとグラウンド側に段差があり、車椅子が自力で上がれない。
③	バリアフリートイレがあるが、視覚障害者用の音声案内、おむつ交換台、区域内に必要な人がいるのであれば大型ベッド、可能ならば緊急呼び出しボタンの設置を検討してはどうか。
④	トイレのマークがわかりづらい。



ルート3 あいぐみ緑地公園



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	北側の出入口が階段になっている。
②	東側の出入口は入ってすぐ土の道で、雨のあとはぬかるんでいる。
③	トイレの洋式ブースが狭く使いづらい。小便器が2つあるので、1つにすればバリアフリートイレが設置できるのではないか。

ルート2 区民事務所



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	区民事務所の入り口の視覚障がい者誘導用ブロックは、雨の日などに滑りそうと感じた。一般的なものより色も見にくく、凸段差が大きいのではないかな。
②	区民事務所の身障者用駐車スペースのドアスペースは、左右両サイドに必要ではないかな。(身障者用駐車スペースを、ベビーカー利用の子ども連れにも使えるようにしてほしい) また、三角コーン表示が色あせていて分かりづらい。
③	建物の名称表示がわかりにくく、遠くから見つけづらい。



ルート3 桜花住区センター



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	入口の階段の段鼻がわかりやすいような工夫があるとよい。 ※段鼻：階段の踏む面の先端部分（カドの部分）
②	駐車場が少ない。身体障害者用駐車場に片側しか乗降スペースがない。
③	スロープがあることがわかりにくい。
④	駐輪場の手前の方に子供を載せた自転車の優先スペースがあるとよい。



ルート3 ベルクスモール



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	高齢者が多い地域なので、開店前から並ぶ人などのためにベンチがあるとよい。
②	入口にスロープがあることが分からない可能性もあるので、サインがあってもよいのではないかと。
③	東屋は屋根があるとよい。
④	障害者用駐車場に片側しか乗降スペースがないので、できれば両側にあるとよい。



ルート1 文教大学バス停



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	視覚障がい者誘導用ブロックがあるとよい。
②	隣の駐車場との境界に段差があるので、柵などがあると安心。
③	待合部分がもう少し広くなると使いやすい。西側の乗り場付近は、ベンチと行先表示の位置が近くやや狭い部分がある。



ルート2 団地入口バス停 (足立12号)、花畑四丁目バス停(足立13号)



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	<団地入口バス停> 屋根とベンチがあり雨の日も安心できる場所だが、段差がある。段差がなくなるともっと利用しやすい。
②	<花畑四丁目バス停> 壊れたベンチがおいてあり、景観・体感治安的にもよくない。



ルート3 花畑三丁目バス停（足立13号）、花畑五丁目バス停（花畑362号）



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①	<p><花畑三丁目バス停></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスを待つ場所がない。 ・それなりの本数があるので、ベンチや屋根の設置を検討してはどうか。
②	<p><花畑五丁目バス停></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス停に屋根がない。 ・視覚障がい者誘導用ブロックがあるが、商業施設の入口インターホンまで誘導すべきではないか。 ・バスの本数が多く多方面に向かえるのはよいが、わかりやすい表示等の工夫があるとよい。

その他 地区全体について

まち歩き点検で挙げられた意見	
歩道	歩道と車道の段差の均一化を図れば、視覚障がい者と身体障がい者が困難なく通ることができる。
	歩道の切り下げ部分の傾斜が大きい箇所がある。また、路側帯や歩道上に電柱がある箇所がある。
	歩道がない箇所、路側帯があっても狭くて危ないところがある。歩行者が歩く部分に色を付けるなど、ドライバーがわかりやすい工夫があるとよい。
	花畑団地内はベンチが設置されていて休憩に使うことができる。団地以外でもベンチの数が増えるとよい。ベンチには屋根があるとよい。
	横断歩道がない箇所が多いので、歩行者が多い場所には横断歩道を設置してほしい。
公園	公園がたくさんあるので、機能分散・役割分担を明示してはどうか。
	公園の外周の柵にボールの飛び出し防止ネットがある場合とない場合がある。つけるならついていた方がよい。
	公園ごとにトイレのレベルが異なるので、同じように整備していく、設備の情報を正確に示していくなどの方針を考えてはどうか。（例：多機能トイレだが支柱は固定、広さは未確保、トイレ以外の機能なし、など）
交通安全	文教大学が開設されたことで自転車を使う学生が増えると思われるので、子どもや高齢者の安全を考える上では、自転車との事故を想定した交通整理（自転車が利用できる区間の規制など）が必要ではないか。
	スクールゾーンを緑色にするのであれば、地区全体でできるとよい。

(3) 足立区バリアフリー協議会の開催概要

足立区バリアフリー協議会では、花畑周辺地区を対象に、利用者の視点でバリアフリー化の問題点や課題を抽出しました。

バリアフリー協議会の実施概要

回（開催日）	検討内容
第12回 （令和3年5月） ※書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区別計画（区役所周辺地区編）における特定事業計画の進捗について ・ 地区別計画（花畑周辺地区編）の策定について
第13回 （令和3年9月28日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民部会及び事業者部会の開催報告 ・ 地区別計画（花畑周辺地区編）（案）について
第14回 （令和4年2月10日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区バリアフリー地区別計画（花畑周辺地区）のパブリックコメントの結果及びバリアフリー地区別計画（花畑周辺地区）（案）について ・ 足立区バリアフリー地区別計画の次期策定地区について ・ 足立区バリアフリー協議会の開催方法や議題について

参加団体

- ・ 足立区まちづくり推進委員会
- ・ 足立区友愛クラブ連合会
- ・ 足立区女性団体連合会
- ・ 東日本旅客鉄道株式会社
- ・ 京成電鉄株式会社
- ・ 首都圏新都市鉄道株式会社
- ・ 東武バスセントラル株式会社
- ・ 朝日自動車株式会社
- ・ 株式会社新日本観光自動車
- ・ 東京都交通局自動車部
- ・ 警視庁千住警察署
- ・ 警視庁竹の塚警察署
- ・ 国土交通省関東運輸局
- ・ 国土交通省関東地方整備局
- ・ 東京都建設局東部公園緑地事務所
- ・ 足立区障害者団体連合会
- ・ 足立区地域保健福祉推進協議会
- ・ 足立区商店街振興組合連合会
- ・ 東武鉄道株式会社
- ・ 東京地下鉄株式会社
- ・ 東京都交通局総務部
- ・ 日立自動車交通株式会社
- ・ 京成バス株式会社
- ・ 国際興業株式会社
- ・ (一社)東京ハイヤー・タクシー協会
- ・ 警視庁西新井警察署
- ・ 警視庁綾瀬警察署
- ・ 東京都都市整備局
- ・ 東京都建設局第六建設事務所

資料4 足立区バリアフリー協議会設置要綱・委員一覧

足立区バリアフリー協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の主旨に基づき策定する足立区バリアフリー推進計画（以下「推進計画」という。）について検討及び推進するために、同法第26条第1項の規定に基づき、足立区バリアフリー協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 推進計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 重点整備地区の選定に関すること。
- (3) その他、区長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員50人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 関係事業者
- (4) 関係行政機関職員
- (5) 区職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた年の翌年度の3月末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、第3条第1号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の招集)

第6条 協議会は、区長が招集し、主宰する。

(意見聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会で協議すべき事項は、区長が定める。

3 前3条の規定は、部会に準用する。この場合において、前3条中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(庁内検討会)

第9条 協議会は、必要に応じて、具体的事項を調整するため、足立区バリアフリー庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置する。

2 庁内検討会は、区職員により構成する。

(書面会議)

第10条 協議会及び部会は、緊急に会議を開催する必要がある場合、天変地異、感染症等の影響で、会議を開催することが困難であると会長が認める場合は、書面による会議（以下「書面会議」という。）を開催することができるものとする。ただし、書面による会議の対象とする案件は、委員が書面によっても内容を明確に理解できるものに限ることとする。

2 書面会議の実施方法等については、都市建設部長が別に定める。

(謝礼)

第11条 委員に対する謝礼は、都市建設部長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、都市建設部都市計画課及びユニバーサルデザイン担当課に置く。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、足立区都市建設部長が別に定める。

付 則（27足都都発第1357号 平成27年10月9日 都市建設部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（28足都都発第744号 平成28年7月1日 都市建設部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（2足都都発第2810号 令和3年3月3日 都市建設部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

足立区バリアフリー協議会委員一覧

区分	役職名	備考
学識経験者	宇都宮大学 教授（地域デザイン科学部社会基盤デザイン学科）	会長
	東京電機大学 教授（未来科学部建築学科）	副会長
関係団体 代表者	足立区まちづくり推進委員会 まちづくりカウンセラー	
	足立区障害者団体連合会 事務局長	
	足立区友愛クラブ連合会 女性委員会 副委員長	
	足立区地域保健福祉推進協議会 子ども支援専門部会 特別部会員	
	足立区女性団体連合会 会長	
	足立区商店街振興組合連合会 副理事長	
関係事業者	東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 副課長	
	東武鉄道株式会社 鉄道事業本部 施設部 建築土木課長	
	京成電鉄株式会社 鉄道本部 計画管理部 鉄道企画担当課長	
	東京地下鉄株式会社 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長	
	首都圏新都市鉄道株式会社 技術部 次長 兼 計画課長	
	東京都 交通局 総務部 技術調整担当課長	日暮里舎人ライナー
	東武バスセントラル株式会社 運輸統括部 業務課長	
	日立自動車交通株式会社 バス事業部	
	朝日自動車株式会社 運輸部 課長	
	京成バス株式会社 営業部 乗合営業課長	
	株式会社新日本観光自動車 営業課長	
	国際興業株式会社 運輸事業部 運輸企画課長	
	東京都 交通局 自動車部 事業改善担当課長	都営バス
一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 常任理事 足立支部 支部長		
関係行政 機関	警視庁 千住警察署 交通課長	
	警視庁 西新井警察署 交通課長	
	警視庁 竹の塚警察署 交通課長	
	警視庁 綾瀬警察署 交通課長	
	国土交通省 関東運輸局 交通政策部 消費者行政・情報課 課長	
	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課 交通政策担当課長	
	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課長	
	東京都 建設局 第六建設事務所 補修課長	
東京都 建設局 東部公園緑地事務所 工事課長		
足立区	政策経営部長	
	福祉部 障がい福祉推進室長	
	都市建設部長	
	都市建設部 道路整備室長	
	都市建設部 みどりと公園推進室長	
	都市建設部 建築室長	
事務局	都市建設部 都市計画課長	
	都市建設部 ユニバーサルデザイン担当課長	
	都市建設部 都市計画課 ユニバーサルデザイン担当係長	
	都市建設部 都市計画課 景観計画係	

足立区バリアフリー地区別計画
(花畑周辺地区編) 素案

発行年月：令和3年10月

発行：足立区都市建設部都市計画課

ユニバーサルデザイン担当課

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

電話 03-3880-5111 (代表)



ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。